

384-43
1200501455369

384
43

30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4

始



蘇峰 德富猪一郎著

近世日本
國民史
神奈川條約締結篇

150

東京 民友社發行



近世日本
國民史
神奈川條約締結篇





（彼所記征遠隊艦隊米行刊府政國衆合米北） 圖のる入に所接應濱横督提理彼

神奈川條約締結篇刊行に就て

米人の彼
る理に開
過に少

彼理提督は、日本の恩人でなく、米國の恩人だ。日本が彼の記念に酬ゆる既に過多。然も米國が彼に酬ゆるもの、今尙ほ極めて僅少。予は米國の其の功勞ある從僕に對して、轉た薄情小恩を悲しむ。

米合衆國
の急先鋒

彼理提督の日本に於ける成功の行徑及び其の效果に就ては、前篇（参照 彼理來航及其當時）の緒言に於て、其の大綱を擧示したれば、今茲に複説する必要はあるまい。但だ改めて一言したきは、彼理提督は、實に東洋に於ける北米合衆國帝國主義の急先鋒である事だ。米國が東洋に向つて、帝國主義を踐行するのは非得失は、即今の問題ではない。されど其の實行はマッキンレーからルーズヴェルト時代にあるも、其の端を發きたるは、實に彼理提督其人である。唯だ此の

一點を以てしても、彼は米國發展史に特筆せらるべき一人であらねばならぬ。所謂功の成るは成るの日に成るものではない。彼理提督の東洋に於ける經路意見は、他日の捨石として、有眼の史家は決して輕々看過せぬであらう。

グリフィスの彼理提督の著者

彼理提督の著者グリフィス博士は、其の人物を評して、彼の部下であつたベントの言を引用して曰く、
提督は社交的に快活和易の人ではなかつた。彼の雄勁なる特色は、其の自恃の精神、熱誠なる企圖、不斷の勉強であつた。此れが爲めに、彼の設計に、推進力を加へ、其の設計が、彼の手中を離れたる久しき以後まで、尙ほ他人をして之を紹成せしめずんば休まざらしむ。
要するに上記の如き彼の性格中の磁力は、能く彼の經營を完成す可く、他人の奉仕を應募せしめたるものにして。快適なる態度や、同情的の性情にて、他人を吸引、愛著せしむる爲めではなかつた。

親切温和の性情

彼は此の如く嚴厲なる外皮即ち冷酷なる職分を、唯だ職分の遂行として、執務するが如き外皮の下に、其の私的生活に於ては、其の裝飾とも云ふ可き親切にして温和なる性情が流れてゐた。

公務に處する彼の態度

彼は公務に就ては、如何なる責任をも畏避しなかつた。他人が遲疑猶豫する仕事には、彼は猛然、奮然として立つて之に趨いた。

職務に武骨獨斷

彼は職務に對しては、武骨、獨斷、厲克であつた。而して莫迦者や、怠惰者には恐怖であつた。然も聰明と熱心とを以て、其の義務を遂行する、忠實なる人々は、彼に最高の尊信を献げた。何となれば彼等は、彼が彼等に對する其の親切と思ひやりとを知らばなりと。

日本鎖國
米穀米

如何にも其通りだ。而して予は米國の爲めに、其人を得たるを賀するを禁ずる能はない。日本人の立場から見れば、各種各様の觀察もあらう。されど米國側から見れば、日本の鎖國の堅氷を破碎する、碎氷機としては、彼に加ふるものはあるまい。米國が彼に向て、唯だ一個の水師提督としての待遇以外に、何等の恩典をも與へなかつたのは、如何にも餘所事ながら、物足らぬ心地する。

ゴンチャ
ローフ

彼理と後先を争うて、長崎に來りたるは、露國の水師提督ブチャーチンだ。而して其の秘書官として隨行の一人は、露國有名の小説家ゴンチャローフ其人だ。而して尤も面白きは、其の紀行が、彼の手によりて成りたることだ。

彼理と吉
田松陰

彼理は日本に來る以前に、若干の豫備知識を儲へてゐた。而して彼は吉田松陰の下田に於ける、暗夜米艦の訪問、及び其の顛末によりて、日本國民に對する新光を發見したるが如き趣きがあつた様だ。云はゞ精神的に日本を、彼理提督

ブチャーチン
と吉田松陰

に紹介したる第一人者は、吉田松陰其人と云ふも、過言であるまい。

ブチャーチンも亦た松陰に見舞はる可き一人であつた。然も彼が艦隊を率ゐて、偶然上海に去りたる爲めに、松陰は江戸から長崎に下りて、其志を果さず、更らに江戸に還り、之を彼理提督の米國艦隊に、一たび神奈川沖に於て試んと欲して成らず。再たび之を下田港に試みて、而して後失敗したのだ。若し松陰をして、露艦に赴かしめば、ブチャーチン提督は、果して如何に措置したであらう乎。又たゴンチャローフは如何なる文字もて、此の出來事を敘記したであらう乎。

ゴンチャ
ローフの
日本鎖國
觀

それは兎も角も、吾人はゴンチャローフの紀行文中に、往々暗示に饒む文字に接觸す。今日まで實行したる鎖國主義は徒らに彼等（日本人）の身幹を矮小にせし

み。進達を妨げしめしのみ。彼等の教導者は誰たる可き。若我等（露人）に
 あらずんば、亞米利加人ならん。然らずんば此後來航の國民か。何れの國民
 によりてか、早晚必ず此の日本人の皮下に壯健なる生血を注入す可きなり。

日本人は自から好んで、自身の手にて己の生血を絞り出したるが故に、斯く
 は體力疲弊し、老衰せるが如く、幼稚なるが如き有様に陥りし也。

然も日本人民を薰陶すること至て容易ならん。此の人民は、進達せんと欲す
 る傾向を表はし居るなり。見識ある者は、皆な現狀には安せず。……彼等閉
 塞の裡に呼吸すと雖も、活潑なる點甚だ多し。彼等は極めて磊落なり。實に
 彼等は擔ひ難き程の才能を有す。是皆瑣細の談話中に於ても、自から現はる。
 唯だ惜む可きは、之を翼成するの資料なく、自身の力は、彼等皆な用ひ盡し
 たれば、今はたゞ他の新鮮なる活動力の鼓舞を要するのみなり。

日本人は皆な眞率なり。活潑なり。非常に見聞を好めり。彼等諸般の事を外
 人に質問し、答を得るに従つて、一々是を筆記す。……約言すれば、日本人
 は自國の現狀に退屈して、欠伸を爲し居るものなり。然れども若し我等の方
 より彼等に向て、惡しきことを望む者に非ずとのこと判然せざる限は、彼等
 は何時迄も躊躇するならん。彼等が歐洲人の前を彌縫し、之を欺かんと欲す
 るは、恰も兒童が成人を欺かんと欲するに似たり。彼等は實に世は己れの欲
 する儘になる者と思ひ居るが如し。故に自國の法度習慣に従て、外人を入
 れざらんとし、他國の法度習慣を顧みず。但し今我等が彼等の我儘に服従せ
 ざるを見て、心密かに悚然たるものあらん。

以上は其の摘要であるが、何となくエックス光線にて、他の臟腑の底を見るが
 如き趣きがある。此れは正しく當時に於ける、日本の精神的活人書と云はねば

ならぬ。米人べいじんと云ひ、露人ろじんと云ひ、未だいまだ必かならずしも、具眼者ぐがんしゃなしとしない。

八

昭和四年十一月念六午前十一時 大森山王艸堂に於て

蘇峰六十七叟

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第三冊、織、豊、徳以來通計三十二冊。
- 一 本篇は昭和二年十二月八日起稿、昭和三年四月二十日脱稿。
- 一 目下第三十三冊「日露英蘭條約締結篇」第三十四冊「孝明天皇初期世相篇」第三十五冊「公武合體篇」第三十六冊「公武背離緒篇」を稿了し、目下第三十七冊「安政條約締結篇」起稿中。
- 一 本年の上半期に起りたる著者身邊の變動も、下半期來全く平常に復し、何等の支障なく、修史の業は、一定の速力もて徐々に、而して正確に進歩しつゝある。
- 一 即今は寧ろ資料の多きに困しむ。但だ其の結構剪裁に至りては、著者苦心の存する所。
- 一 本書の編纂、校正、其他一切前例に據る。

昭和四年十一月廿六日 山王艸堂に於て

蘇 峰 學 人

近世日本 國民史 神奈川條約締結篇 目次

第壹章 露使長崎を去る …………… 一

一 嘉永六年の鳥瞰圖 …………… 一

嘉永六年の重大事件(一) 家慶薨去(二) プチャーチン渡來(三) 大船建造許可令(四) 品川臺場守備(五) 幕府の捕盜綱繩(六)

二 日露修好條約草案(一) …………… 七

談判持越(七) 書付持參決定(七) 同一事項繰返し(八) 修好條約草案(九) 境堺協定の件(九) 開港の事(一〇) 交易場の事(一〇)

三 日露修好條約草案(二) …………… 一一

商館設置の事(一一) 商販章程の事(一一) 商館長派遣の事(一二) 露人罪過の事(一二) 最惠國條款設定(一三) 後日締約資料(一四)

四 正月四日の會見……………一五
 露使せめてもの獲物(一五) 船中對話(一五) 露國別段扱の事(一五) 露國援助の事(一七) 避難港定置の件(一八) 薪水食料港取開差急ぎ理由(一九) 最惠國覺書交附(二〇)
 註 正月五日箕作阮甫日記〔箕作阮甫西征紀行〕……………二一
 五 露艦長崎を去るに際しての覺書……………二三
 訣別要應(二四) 露艦出帆(二四) 殘留覺書(二四) 樺太境界に關する主張(二四) 日本全權資格の缺點喝破(二五) 再渡豫告(二六) 上陸に就ての申條(二六) 態度良好(二七)
 六 露使應接始末上申書(一)……………二七
 筒井川路等の努力(二七) 始末上申書(二七) 露使申立(二八) 境堺決定の事(二八) 日本加勢の事(二九) 樺太島嶼(二九) 露國守兵の事(三〇) 兵を動かす事の不利(三一) 見分使差遣の事(三一)
 七 露使應接始末上申書(二)……………三二

五十度境堺の事(三二) エトロフ所屬の事(三三) 和親交易の事(三三) 覺書交換の事(三三) 筒井、川路一步も假借せぬ態度(三五)
 八 露使應接始末上申書(三)……………三六
 露船訪問の事(三六) 西役所要應(三七) 露使へ贈品の事(三七) 露使申伏せ(三七) アニワ守兵撤退程便懸合の事(三八) 見分使急送派遣の事(三八) 見分使急送派遣の要(三九) 開國急要の點感應なきか(四〇)

第二章 彼理の再渡來……………四一

九 彼理提督再び日本に向ふ……………四一
 多事なる安政元年(四一) 昨年彼理の歸帆(四一) 琉球を策源地とす(四一) 香港に向ふ(四二) 艦隊集合(四二) 急速日本再訪の理由(四二) 琉球再訪(四三) 那覇出發(四三) 將軍計報を知る(四四) 江戸灣直航を命ず(四四)
 一〇 彼理の艦隊再び江戸灣に入る……………四五
 米露兩使態度の相違(四五) 彼理目的貫通の覺悟(四五) 武力使用の事(四六)

琉球占領準備(四六) 彼理目的と手段の相違(四七) 江戸灣入口に進む(四七)
米船坐礁(四七) 江戸灣に入る(四八) 小柴沖碇泊(四八) 四九

註 米政府彼理の琉球占領を擇ばず(開國大勢史)……………四九

一 米艦再渡來に付き當局の應急措置……………五〇

當局周章狼狽(五〇) 江戸町名主心得方達(五一) 物價競相場觸(五二) 人心鎮
靜觸(五二) 當局注意(五二) 御衆宛老中報告書(五三) 奉行組組内取締觸(五
四) 人心依然恟々(五五)

註 一月十五日村方取締觸(續徳川實記)……………五五

一二 會見場所の相談……………五六

日本官吏の米艦訪問(五六) 日本官吏の申出拒絕(五六) 日本官吏の米艦再訪
(五七) 會見所に關する米艦意向(五八) 双方押問答(五八) 會見所未決定(五
九)

一三 相談一步を進む……………五九

會見場所決定の困難(六〇) 日本官吏の彼理病氣見舞(六〇) 會見所に關する彼

理書付(六〇) 再訪延期請求書の事(六一) 日本官吏の浦賀會見主張(六一) 米
使抗辯(六二) アダムス浦賀上陸の約(六二) アダムス發進(六三) 彼理提督書
付(六三) 大波起り入港不能(六四)

一四 黒川嘉兵衛アダムスとの問答……………六四

アダムス上陸(六四) 伊澤美作守修會見(六五) 内海乗入詰問(六六) アダムス
抗辯(六六) 都城乗入の舊例申立(六七) 家康時代の舊例(六七) 黒川尙録倉久
甲濱主張(六八) 問答手問取(六九)

註 浦賀會見(通航一覽續輯)……………七〇

第三章 彼理の威嚇主義と幕閣の穩便主義……………七一

一五 米艦隊の示威運動……………七一

米艦益々江戸接近(七一) 黒川米船に赴く(七一) 又應接所談判(七一) 米使依
然浦賀應接所拒否(七二) 金澤神奈川邊主張(七三) 米使香山に一書を贈る(七
三) 米船神奈川沖投錨(七四) 黒川更に浦賀會見主張(七四) 米使不承(七五)
アダムス亦神奈川沖に至る(七五) 江戸城中混雜(七五)

一六 穩便第一と威嚇手段 七六
幕府の無抵抗主義(七六) 米艦程かならず(七七) 談判委員穩便上申書(七七) 柔順折衝第一義(七八) 林大學頭の臆病(七九) 米船大森沖乗入(八〇)

一七 威嚇手段の奏功 八〇
彼理一步も假借せず(八〇) 右の理由(八一) 形式國民處理二法(八一) 傲慢の理由(八二) 右主義一貫(八二) 應接使神奈川出張(八二) 應接所神奈川に決定(八四) 右に就き米人の觀察(八四)

註 横濱會見所決定の次第(續通信全覽類輯) 八五

一八 會見の準備 八七
米人の談判指定地見分(八七) 彼理挨拶状(八七) 彼理江戸訪問延期(八八) 會見所建設起工(八八) 香山米艦訪問上陸拒否(八九) 米艦中の日本人(八九) 右日本人と日本官吏(九〇) 森山榮之助の英語(九〇) 應接使信任狀附與(九〇)

一九 曖昧模稜の氣質 九一
幕府無方針無成算(九一) 内剛外柔(九二) 滔々世上皆無成算(九二) 形勢洞察

の爲政家無し(九二) 日本人の因循姑息(九三) 是遺傳的弊習(九三) 總勘定の時期來ら(九四) 曖昧模稜人の産出(九四)

註 國事を害するもの(安政紀事) 九五

二〇 幕閣の本音 九六

只繰延べ方略(九六) 應接使貿易許容申立(九七) 申出拒否結果の豫想(九七) 林井戸等の決心(九八) 幕議再變(九八) 右當否(九九) 幕閣評議大意(九九) 幕府下心(九九) 警備方心得達(一〇〇) 兵端開始の際の心得(一〇一) 攘夷家驩心迎合か(一〇二)

第四章 第一回横濱會見 一〇三

二一 横濱に於ける會見(一) 一〇三

米艦の會見準備(一〇三) 會見所模様(一〇三) 日本警備兵(一〇四) 見物群集(一〇四) 日本委員の來著(一〇五) 米兵上陸準備の仰山(一〇五) 米兵上陸(一〇六) 提督上陸(一〇六)

二二 横濱に於ける會見(二) 一〇七

彼理の威嚇(一〇七) 不意撃の多人敷上陸(一〇八) 會見所しつらひ(一〇九)
日本委員の容姿(一〇九) 委員松崎滿太郎の役目(一一〇) 通譯森山榮之助(一一一)

二三 横濱に於ける會見(三)……………一一一

會見當初挨拶(一一一) 談判開始(一一二) 返輪交附(一一二) 祖宗の法變改の困難(一一三) 食料薪水供給の約(一一三) 日本委員調印(一一四) 日本側大讓步(一一五)

二四 横濱に於ける會見(四)……………一一五

彼理申出(一一六) 彼理を要應す(一一六) 米人埋葬地に關する交渉(一一七) 彼理歸黨(一一七) 彼理差出書狀(一一八) 兩國懇切の事(一一八) 鮮肉野菜等の事(一一九) 委員上陸の事(一一九) 測量の事(一一九)

註 嘉永七年寅二月十日於本牧横濱亞墨利加人え應接之次第見聞書(著者所藏古書寫本)……………一二〇

二五 横濱會見の際に提出したる書付……………一二二

第三書付(一二二) 右本文(一二二) 漂民取扱の事(一二三) 再渡來目的(一二二)

三) 日本近海航行米船取扱の事(一二四) 米清貿易の好例(一二四) 出稼支那人の利得(一二五) 右書簡含蓄の強意(一二六)

二六 彼理の手交したる日米條約草案(一)……………一二七

米清條約文其儘のもの(一二七) 前書(一二七) 兩國和交の事(一二八) 荷物運上の事(一二八) 合衆國民人寄留の事(一二八) 領事派遣の事(一二九) 船運上の事(一三〇) 水先案内臨時人夫雇入の事(一三〇)

二七 彼理の手交したる日米條約草案(二)……………一三一

交易船取締の事(一三一) 荷揚牌照(一三二) 荷揚荷積時日届出の事(一三三) 最衝備置きの事(一三三) 船運上荷運上納めの事(一三四) 上げ荷はれ取の事(一三四) 兩國民交易自由の事(一三五) 米國人日本居住の事(一三五) 米人日本語學習の事(一三五) 無法惡人制御の事(一三六)

二八 彼理の手交したる日米條約草案(三)……………一三七

二重運上禁止の事(一三七) 日米人所罰の事(一三七) 日米人訴出の事(一三八) 米人財産訴訟の事(一三八) 離破米船扱の事(一三九) 米國軍船來航の事(一三九) 不法交易取締の事(一四〇) 條約批准の事(一四〇)

第五章 幕閣の内議……………一四二

二九 國論如何……………一四二

双方決心の相違(一四二) 日本人感想(一四二) 戦争懸念の理由(一四二) 水戸
老公の不入氣(一四三) 國家大難病(一四四) 必然的賢明將軍擁立論起る(一四
四) 松平慶永の努力(一四五)

三〇 通信交易と水戸齊昭……………一四六

齊昭意見(一四六) 藤田東湖の談(一四六) 齊昭意見の變化(一四七) 意中か戸
田藤田に告ぐ(一四八) 切抜け成案なし(一四九)
註 死者埋葬に關する齊昭の建議(水戸藩史料)……………一四九

三一 事勿れ主義の阿部正弘……………一五一

正弘無定見(一五一) 慶永正弘對談(一五一) 二箇條不許可(一五二) 武力壓迫
の際の決心如何(一五三) 一同奮發戦ふのみ(一五三) 右藤田東湖に通告(一五
四) 藤田返事(一五四) 應接風聞を憤慨(一五五)

三二 幕閣の平穩無事主義……………一五六

齊昭正弘ほゞ同意見(一五六) 松平慶永憂慮(一五七) 水戸齊昭引込(一五七)
二箇條免許沙汰止(一五七) 幕議一變止むなくば許容か(一五八) 慶永安心
(一五八) 慶永更に内談を試む(一五九) 廟議根元(一五九) 石炭給與(一六〇)
齊昭また賛成(一六〇)

第六章 第一回横濱會見……………一六二

三三 彼理の要望……………一六二

米國水兵埋葬式(一六二) 彼理請書(一六二) 食料石炭給與の約の御禮(一六三)
更に開港を促す(一六三) 右要領(一六五) 歩一步引ずらる(一六五)
註 江戸町名主町奉行へ上申、米人埋葬の事(町奉行書
類所收外國事件書)……………一六六

三四 米人の眼に映じたる日本人……………一六七

献上品差出(一六七) 重なる献上品(一六八) 献上荷物陳列(一六八) 電信線架
設(一六九) 汽車試運転(一六九) 日米人の漸次接近(一六九) 日本人の觀察眼

[170]

三五 所謂る米使の献上品……………171

米國献上品添狀(171) 亞墨利加獻貢目錄(172) 幕閣への寄贈品(175) 彼理所望要品(176) 應接掛の獻貢品受取報告(178) 井伊直弼届書(178) 突然多数の上陸(179)

三六 一米人川崎に至る……………179

黒川森山殆ど毎日米艦訪問(179) 日本官吏急遽注進(180) 黒川等規約無視を責む(180) 提督の全員歸艦命令(180) 事件張本人(180) 六郷川を渡らんとす(181) 日本住宅内都觀察(181) 強制貨幣交換(181) 貨幣還をきかす(182) 右に關する日本側記事(182) 歸艦命令を示す(183) 神奈川宿内諸所横行(184) 日本人心刺戟(185) 註 異人上陸致候儀につき申上候書付(町奉行書類所收 外國事件書)……………185

第七章 神奈川條約締結……………186

三七 日本委員の返書……………187

第二回會見延期(187) 日本委員返書本文(187) 通信交易拒否理由(188) 國情外國に異なり(188) 五年後開港の約(188) 日本提出條約草案(189) 漂民取扱方(189)

三八 函館開港の豫約……………191

第二回横濱會見(191) 松前及び琉球開港問題(191) 提督長崎の開港場たるを否認す(192) 五港開港要求(192) 日本委員下田提出(192) 松前開港問題(192) 下田港調査測量(193) 提督意見承認證明交附(194) 箱館開港許容狀交附(194) 歩一步づつ引ずらる(195)

三九 日本より贈答品……………195

兩國民間柄良好(195) 提督を招き贈品を授く(196) 又貨幣刀剣を贈る(197) 贈品目錄(197) 應接掛よりの贈品(201)

四〇 角力の餘興……………201

米の寄贈(202) 角力取來る(202) 巨漢小柳(203) 力士の米俵運搬

〔二〇四〕 角力に對する米人觀察〔二〇四〕 電信鐵道實地運用〔二〇四〕 汽車に對する日本人の驚喜〔二〇五〕 米兵操練〔二〇五〕 受渡終了〔二〇六〕

註 相撲取差出につき内密答申〔町奉行書類所收外國事件書〕……二〇六

四一 彼理の日本委員等饗應……………二一〇

森山の米穀訪問〔二一〇〕 下田函館開港時期打合せ〔二一〇〕 領事館設置に就き〔二一一〕 下田に石炭及び日本製品準備の事〔二一二〕 日本委員マセドニアン訪問〔二一二〕 ポーハタン訪問〔二一二〕 饗應及び餘興〔二一三〕

四二 神奈川條約(一)……………二二四

第三次横濱會見〔二二四〕 三港即時開港問題〔二二四〕 領事設置決定〔二二五〕 調印準備成る〔二二五〕 條約文交換〔二二五〕 調印終了〔二二六〕 條約本文〔二一六〕 三港開港〔二二七〕 漂民取扱〔二二七〕

四三 神奈川條約(二)……………二二八

人民優取扱の事〔二二八〕 最惠國約款〔二二九〕 領事設置〔二二〇〕 米國旗を林大學頭に贈る〔二二二〕 右條約の重要性〔二二二〕 根本的領國制度の破壊〔二二二〕

第八章

條約締結後談判委員の説明上申

註 開國の根本決す〔幕府衰亡論〕……………二二四

四四 老中諮問の答辯(一)……………二二五

幕閣の對條約意見〔二二五〕 和親の解〔二二五〕 親睦に同じ〔二二六〕 貴賤殊別の事〔二二七〕 所遇異地の辯〔二二八〕 石炭供給の事〔二二八〕

四五 老中諮問の答辯(二)……………二二九

薪水石炭謝儀の事〔二二九〕 價金制定の理由〔二三〇〕 外人徘徊範圍の事〔二三一〕 里數にて決定の理由〔二三二〕 幕閣見識の狹隘〔二三四〕

四六 老中諮問の答辯(三)……………二三四

必要物の件〔二三四〕 諸缺乏の解〔二三五〕 甚だ苦しき答辯〔二三六〕 領事下田居留の答否に就き〔二三六〕 條約批准の事〔二三七〕 彼理強硬〔二三七〕 米人強硬不撓〔二三八〕 日本委員の態度〔二三九〕

四七 談判委員等の上申書(一)……………二四〇

談判委員の苦心(二四〇) 上申書本文(二四〇) 意氣込全く相違(二四一) 約條
 書取替署名者(二四一) 漂流人取扱温寛の事(二四二) 食料薪水供給の事(二四
 二) 下田箱館開港の事(二四三) 食料石炭供給港の事(二四三) 彼理長崎忌避
 理由(二四四)

四八 談判委員等の上申書(二)……………二四五

上陸散歩地域の事(二四五) 一切彼理恫喝の成功(二四六) 箱館散歩地域不設定
 (二四六) 江戸海入り断り(二四六) 交易の事(二四七) 下田即時開港の事(二
 四七) 國威を立てたる事(二四八) 數條加へたき事あり(二四九) 委員の苦心
 を見る(二五〇)

四九 神奈川條約の真相……………二五〇

談判委員直話(二五一) 當前難題切掛け(二五一) 答辯上申書は巧言飾辭のみ
 (二五二) 幕府痼疾の内外表裏(二五二) 伊澤美作述懐(二五三) 彼理と林井戸
 對比(二五三) 開國條約の成立(二五三)

第九章 下田に於ける彼理及び吉田松陰……………二五五

五〇 彼理提督下田港に入る……………二五五

アダムス歸國(二五五) 彼理の内地逍遙(二五五) 江戸に蒸汽船を接近す(二五
 六) 品川附近に至る(二五六) 江戸破壊の平易(二五六) 日本人の米人威歴方
 策(二五七) 日本の政策一變(二五七) 艦隊引還し(二五七) 彼理下田に赴く
 (二五八)

註 米艦下田に向ふ(亞墨理船渡來日記)……………二五九

五一 下田港に於ける米國艦隊……………二六〇

彼理下田入港(二六〇) 艦隊の規則履行(二六〇) 艦規背反の水兵處罰(二六一)
 彼理上陸(二六一) 土人と米士官との接近(二六二) 日本官憲の監視(二六二)
 彼理の抗議(二六三) 黒川の辯解(二六三)

五二 吉田松陰に關する米國側の記事(一)……………二六四

開國史上の一重大事件(二六四) 二人米人の後に従ふ(二六五) 密書を米人衣囊
 に入る(二六五) 二人米艦に乗付く(二六六) 旗艦に赴き渡米を請ふ(二六六)
 提督の挨拶(二六七) 二人送還(二六七)

五三 吉田松陰に關する米國側の記事(二)……………二六八

二人行動の意義(二六八) 米艦日本官憲の紹介に答ふ(二六八) 米士官の救解(二六九) 日本人を隠護せざりし理由(二七〇) 米人の一疑惑(二七〇) 日本國民の探究的精神(二七一)

五四 吉田松陰に關する米國側の記事(三)……………二七二

二人權禁(二七二) 委命安心の標本(二七二) 唯沈黙あるのみ(二七三) 二人の江戸護送(二七四) 讃稱すべき好奇心の發作(二七四) 無益ならぬ失敗(二七五) 註 松陰渡米の志(吉田松陰)……………二七五

五五 浦賀奉行支配組頭上申書(一)……………二七七

一件調査(二七七) 異國渡來希望の動機(二七七) 魯船乗入希望挫折(二七八) 神奈川に至る(二七八) 下田に赴く(二七九) ポーハタン乗揚り(二七九) 通詞拒絶(二七九) 兩人還送(二八〇) 當局呼出(二八〇)

五六 浦賀奉行支配組頭上申書(二)……………二八一

金子重輔調査(二八一) 總て寅次郎同心(二八一) 米通詞取調不得要領(二八一)

五七 吉田松陰の三月廿七夜記(一)……………二八五

米人の兩人庇護(二八二) 松陰自記(二八三) 獄中人倫稱説(二八四) 松陰の決心(二八五) 屢々試みて機會を得ず(二八五) 柿崎海邊巡見(二八六) 辨天社邊乗船(二八六) ミシシッピー押付(二八七) ポーハタンに遣らる(二八七) ポーハタン乗付(二八七)

五八 吉田松陰の三月廿七夜記(二)……………二八八

米艦上の顛末(二八九) 通詞ウイリヤムスと問答(二八九) 朝の書翰を示さる(二八九) 船中留置を請へども肯がず(二九〇) 傳馬にて送還さる(二九一) 囚奴となる(二九二) 米國人道心の發揮(二九二) 松陰自記失敗の原因(二九三) 失敗の利益(二九三)

五九 下田港に於ける小事件……………二九四

平穩無事の下田滞在(二九四) 米人の物品購入(二九五) レキシントン以下數船出帆(二九五) 一水兵埋葬(二九六) 一當惑事(二九六) 米士官の寺院宿泊(二九六) 日本官吏の不作法(二九七) 事件落著(二九七) 註 レキシントン琉球に向ふ(町奉行書類所收外國事件書)……………二九八

第十章 彼理箱館入港……………二九九

六〇 箱館に於ける米艦(一)……………二九九

彼理箱館に赴く(二九九) 彼理報告書(二九九) ポートマンの二書(三〇〇) 日本品買入希望の事(三〇〇) 日本娘隠置くこと(三〇一) 彼理箱館著(三〇一) 米人上陸(三〇一) 松前家老に面會希望(三〇二) 處々測量(三〇二) 約條書寫取(三〇三) 異人上陸休息所貸與(三〇三) 異人品物買入の事(三〇四)

六一 箱館に於ける米艦(二)……………三〇五

幕府松前氏への指令(三〇五) 蝦夷出張幕吏の上申書(三〇六) 米人難題申應(三〇六) 松前城主面會強要(三〇七) 平山謙二郎差遣面會の事(三〇八) 通辯武田斐三郎差遣の事(三〇八)

六二 箱館應接日本側の記事……………三一〇

箱館應接掛何書(三一〇) 應接方針(三一〇) 食料品供給の事(三一〇) 松前領主面會拒絶の件(三一〇) 松前家臣差出書取(三一〇) 應接掛面會(三一三) ウリヤムス上陸(三一四)

註 日本吏僚箱館到着(大橋省之助筆記)……………三一五

六三 箱館應接米國側の記事……………三一五

米士官毎日上陸(三一六) 彼理松前氏名代と面會(三一六) 噴火灣探検(三一六) 日本官吏書簡接手(三一七) 日本官吏出迎(三一七) 日本官吏時間經過を領著せず(三一七) 出迎船空しく歸還(三一八) 提督會見(三一九) 箱館出帆(三一九) 註 米船下田再渡(下田紀事)……………三一九

第十一章 下田會商……………三二一

六四 米人取扱向の伺及び指令(一)……………三二一

在下田吏僚の伺出(三二一) 米人上陸處置の事(三二二) 米人附添を厭ふ(三二二) 二) 米人の狩獵禁止(三二二) 船修復木材の事(三二三) 刀劍鏡類(三二三) 商人直賣禁止の事(三二四)

六五 米人取扱向の伺及び指令(二)……………三二五

潑標取立の事(三二五) 箱館上陸許可地範圍の事(三二五) 彼進み我讀る(三二二)

六 阿部指令(三二七) 大島一見不許可(三二七) 武器鏡半鐘の事(三二八) 兩者見解相違千里(三二九)

六六 米人取扱向の伺及び指令(三)……………三二九
 滯標の件(三二九) 今後の方針(三三〇) 幕吏の屑々(三三〇) 彼理下田著(三三一) 下田了仙寺面會(三三二) 米漂流民に就き問合返答(三三三) 最近の漂著米人(三三三)

六七 下田港に於ける談判(一)……………三三五
 了仙寺初會見(三三五) 町の境界を定む(三三五) 箱館米人行歩境界論(三三六) 第二日會見(三三七) 日米兩國貨幣相場評定(三三七) 錢相場の件(三三八)

註 米人埋葬地の事(續通信全覽類輯)……………三三九

六八 下田港に於ける談判(二)……………三四〇
 金銀引替(三四二) 一切銀取引(三四三) 石炭相場(三四五) ドルラル之法立(三四七) 目方取引申出(三四八) 經濟的見解の相違(三四九)

六九 神奈川條約附録……………三五〇

神奈川條約附録議定(三五〇) 關所設定の件(三五一) 上陸場設置(三五一) 米人埋葬所設置(三五二) 鳥獸遊獵禁止(三五三) 協定雜儀(三五五)

七〇 米使の苦情及びそれに對する辯解……………三五六
 彼理日本人を信用せず(三五六) 條約究屈の廉々(三五六) 日本警衛の不備(三五七) 一大威嚇(三五八) 日本側返答(三五八) 商品高價の辯(三五九) 最後の和解(三六〇)

註 不法米人取押方の事(疊夷應接録)……………三六一

第十二章 談判終了して彼理歸國す……………三六三

七一 日本委員の上申書(一)……………三六三
 應接委員の苦心(三六三) 米人徘徊里數の事(三六四) 附添人の事(三六四) 鐵炮携帶上陸の事(三六五) 大島一見の事(三六五) 食料肉牛の事(三六六)

七二 日本委員の上申書(二)……………三六七
 港内外標杭の事(三六七) 上陸地點設置の事(三六八) 水先案内設置の事(三六八)

九) 條約書板行の事(三六九) 日本人渡航不許可の事(三七〇) 金銀錢位の事(三七〇)

七三 日本委員の上申書(三).....三七一

金銀爲替の事(三七二) 日本金銀通用方説明(三七三) 品物値段定の事(三七三) 米船乗組漂流倉藏の事(三七四) 倉藏歸國の志なし(三七五) 主意不貫徹の辯(三七六) 談判委員苦心(三七六)

七四 米艦と日本人.....三七七

倉藏引渡請求答辯(三七七) 倉藏退艦せず(三七八) 倉藏の日本官吏長怖(三七八) 倉藏米人間に無待せらる(三七八) 倉藏朋友皆歸國を欲せず(三七九) 一青年米國に渡る(三七九) 仕合なる青年(三八〇)

七五 彼理提督の歸國.....三八一

船中離袂の宴(三八一) 森山の切腹説明(三八一) 出發準備全く成る(三八二) 港務官及水先案内認定(三八二) 艦隊出發(三八三) 彼理歸國(三八三) 註 米艦歸帆(暹夷接線).....三八四

第十三章 阿部正弘の辭表提出問題.....三八六

七六 阿部正弘の内願書.....三八六

正弘謹慎(三八六) 内願書添狀(三八六) 總體氣格引立を要す(三八七) 内願書本文(三八八) 武備不整權宜處置の責任(三八九) 加封返還願(三九〇) 内願動機(三九〇)

七七 阿部辭表提出の動機.....三九一

松平乗全等の隠謀(三九一) 井伊直弼策應(三九一) 正弘諸有司を試む(三九二) 乗全隠謀の實否(三九二) 井伊直弼隠謀(三九三) 正弘信任投票を試む(三九四)

七八 阿部正弘出勤す.....三九五

正弘目的を達す(三九五) 將軍仰せ出し(三九五) 將軍痛心(三九六) 正弘返答(三九七) 正弘再出勤(三九七) 正弘齋昭に願末報告(三九七) 出勤台命(三九八) 正弘禁裏御所向御作事奉行拜命(三九九) 註 阿部正弘辭職聽許せられず(阿部正弘事蹟).....三九九

七九 米使江戸内海退去と幕府の態度……………四〇二

幕閣蘇生の思ひ(四〇二) 米艦退去後の觸(四〇三) 幕閣無定見の證左(四〇四)
竊鈴掩耳の政策(四〇四) 正弘の功績(四〇五) 井伊氏への命令(四〇五) 井伊
素志を遂ぐ(四〇六)

第十四章 安政皇宮造營及び京都の形勢……………四〇七

八〇 京畿の警備……………四〇七

天皇宸念(四〇七) 外患御祈願(四〇七) 所司代の外船進退上申(四〇八) 近畿
警備警告(四〇八) 公卿評議(四〇九) 外寇侵入の場合評定(四一〇)

八一 僧兵使用の建議……………四一一

淺野長祚等意見書(四一一) 遷幸場所(四一二) 本願寺の力を借らん(四一二)
本願寺召募人数(四一三) 本願寺快諾せん(四一三) 柔弱武士真相暴露(四一四)

八二 内裏炎上……………四一五

後宮北殿出火(四一五) 實在朝臣記(四一六) 火常御殿に移る(四一六) 火勢矢
の如し(四一七) 主上板輿にて遷御(四一七) 宮方總て板輿(四一八) 非常混雜
(四一八)

八三 内裏炎上……………四一九

殿舎盡く焼亡(四一九) 内侍所屋根焼落(四二〇) 京都市中焼亡概數(四二二)
出火原因(四二二) 桂殿を假皇居とす(四二二) 天皇遷御(四二二)

註 皇宮炎上(聴長卿記)……………四二三

八四 皇居御造營……………四二五

御造營通知(四二五) 正弘總奉行となる(四二六) 主上御嘉納(四二七) 傳奏申
達御好み仰せられず(四二七) 所司代演述(四二八)

八五 皇居御造營……………四二九

主上御満足(四二九) 神嘉殿少しく模様替(四三〇) 正弘所司代への狀(四三〇)
炎上天機奉伺(四三二)

八六 幕府米船來航後の措置を上申す……………四三三

朝旨を幕府に傳ふ(四三四) 平穩仕置の觸(四三五) 公武不感服(四三五) 主上
周圍の勞働氣(四三六) 江戸京都對外知識の相違(四三六)

八七 米艦歸帆に付朝廷より幕府への諭旨……………四三七

天變地異類至(四三七) 三條實萬直筆御達(四三八) 穩便攘夷の御希望(四三九)
再び實萬直筆達(四三九) 伊勢神宮(四四〇) 正面上甲の勇者無し(四四一)

第十五章 大艦製造と和蘭の好意……………四四二

八八 幕府の製艦政策……………四四二

水戸齊昭の製艦建議(四四二) 風風丸試運轉(四四二) 製艦命令(四四三) 大工
を長崎より召す(四四四) 正弘の大艦必要自覺(四四五) 遲緩怠慢の極(四四六)

註 初發官船の名目由來大略(宛菴遺稿)……………四四六

八九 船舶購求に關する和蘭甲比丹の書翰(一)……………四四七

和蘭より船艦を購はんとす(四四七) 和蘭甲比丹請書(四四八) 歐洲四強國合戦
(四四九) 船舶買入困難(四四九) 船指揮都合傳達(四五〇) 右要領(四五一)

九〇 船舶購求に關する和蘭甲比丹の書翰(二)……………四五二

歐羅巴の不安(四五二) 阿蘭陀懸念の趣意(四五二) 情報探知の爲蘭船差越(四
五三) 右船到着日時(四五三) 造船航海術傳授方申出(四五四) 和蘭の情誼(四
五四) 和蘭露米と同一待遇を望む(四五五) 和蘭よりの海軍洗禮(四五七)

第十六章 彼理の懷抱せる對東洋政策……………四五八

九一 彼理の成功……………四五八

日本鎖國の根本的打破(四五八) 彼理の廣大權力(四五八) 彼理權力適當の行使
(四五九) 海軍長官の彼理推獎(四六〇) 在廣東米人の感謝(四六〇) 適當なる
讚辭(四六一)

註 米國人の彼理歡待(日米交渉五十年史)……………四六二

九二 彼理の志望と使命……………四六三

帝國主義實行者(四六三) デンネットの觀察(四六四) 退轉の心地す(四六四)
彼理クツシングに優る數等(四六五) 良好港灣の搜索(四六五) 彼理の東洋發展
の理想(四六五) 壘壁を築かず(四六六) 領土的支配權擴張の必要(四六六)

九三 米國の太平洋に於ける帝國主義の先驅者……………四六七

彼理懐抱の政策(四六七) 彼理の琉球占領計畫(四六八) 米英爭鬪の豫想(四六
八) 米國務長官返事(四六九) 彼理特派の眞目的(四七〇)

九四 彼理と琉球……………四七一

彼理の琉球占領具申(四七一) 國務長官の右具申否認(四七一) 米大統領の所思
(四七二) 彼理の占領計畫根據(四七三) 彼理の先見(四七三) 彼理の眞使命
(四七三) 恐ろしかりし彼理(四七四)

九五 彼理と小笠原島……………四七四

彼理小笠原島占領計畫(四七五) 日本人彼理畏怖亦當然(四七六) 攘夷精神煽揚
(四七七) 英國の談判(四七七) 彼理の抗議(四七八) 彼理の妥協的精神(四七
八)

註 彼理米海軍に與へて小笠原島の價值を論

ずるの書(開國大勢史)……………四七九

九六 彼理の雄圖……………四八〇

彼理の東洋政策(四八〇) 彼理の鋒先朽かる(四八〇) 英米兩國要望放棄(四八
一) 琉球との約束(四八一) 馬尼刺臺灣に軍艦派遣(四八一) 米國對東洋二政
策(四八二) 日本の服従の意義(四八二) 日本危機(四八三)

第十七章 米使條約批准の爲渡來……………四八五

九七 アダムスと神奈川條約……………四八五

條約批准(四八五) アダムス歸國(四八五) 下田再渡(四八六) 下田震災被害
(四八六) 日本人親密となる(四八七) 市場開始(四八七) 下田市民米貿易船を
待望(四八七) 日本人の米書欲求(四八八) 宗教書返還(四八八)

九八 條約批准交換に關する米國側の記事……………四八八

日本人の新知識獲得(四八八) 日本委員皆アダムス交友(四八九) 委員の好感
(四八九) 批准交換上日本人の反對(四八九) 日本人反對の第二(四九〇) 批准

交換(四九一) 日本の態度の成功(四九一)

九九 日本側の記事、アダムス下田に來著す 四九二

アダムス下田來著(四九二) アダムス差出書翻譯(四九三) 交換迅速を乞ふ(四九三)

下田奉行届書(四九四) アダムス差出書簡(四九五) 下田奉行伺書(四九六)

註 アダムス下田入港(外交記事本末底本所引菊地隆吉留記) …… 四九七

一〇〇 條約書交換に關する彼我の注文 …… 四九八

幕府應接員申渡(四九八) 下田奉行應接上申(四九八) 交換委任(四九九) 交換心得達(四九九) 交換期に關する問題(五〇一) 證據調べ(五〇一)

第十八章 條約批准期及條約書署名の問題 …… 五〇四

一〇一 下田奉行とアダムスの對話(一) …… 五〇四

後れがちの日本流儀(五〇四) 美作守挨拶(五〇五) 伊澤贈品(五〇六) 雙方主張(五〇七) アダムス江戸に行かんとす(五〇九)

一〇二 下田奉行とアダムスの對話(二) …… 五〇九

彼理面談との相違(五一〇) 日本にて全權訓印慣例(五一二) 米使承認(五一二) 政府全權の訓印希望(五一三) 互に固執(五一四)

一〇三 下田奉行とアダムスの對話(三) …… 五一五

アダムス威嚇(五一五) 使節使命(五一六) 日本全權の渡米を欲す(五一七) アダムス江戸近く出張申出(五一八) アダムス取急ぎ(五一九) 信任狀交換申出(五二〇) 一度散會(五二一) 米使恫喝(五二二)

一〇四 黒川平山等とアダムスの對話(一) …… 五二二

兩奉行申出(五二二) 井戸對馬守下田派遣(五二二) 黒川平山とアダムス會見(五二三) 平山贈品(五二四) 商船度々渡來の豫告(五二五) 應接掛人名告知(五二六)

一〇五 黒川平山等とアダムスの對話(二) …… 五二六

今後米船渡來多からん(五二七) 米使條約本書を示す(五二七) 嘉兵衛士官部屋々々徘徊(五二八) 全權信牌を示す(五二八) 米使歸國を急ぐ(五二九) 米使取

急ぎの理由(五三一)

一〇六 井戸、伊澤、都筑等とアダムスの對話(一)……五三一

長樂寺會談(五三一) 米使申出(五三二) 文字齟齬の事(五三三) 相違の廉々
〔五三四〕 此方の間違承認(五三四) 和文蘭文讀合(五三五) 蘭文また誤りある
か(五三六)

二〇七 井戸、伊澤、都筑等とアダムスの對話(二)……五三七

諸人への譯(五三七) 全權證書披閱(五三七) 公方書判を望む(五三八) 應接掛
抗論(五三九) 執政署名を求む(五四〇) 公方署名無き理由(五四一) 米使又々
歸國威嚇(五四二) 米使主張の當然(五四三)

一〇八 井戸、伊澤、都筑等とアダムスの對話(三)……五四三

米使督促(五四四) 米使強硬(五四五) 又々出帆申張(五四五) 美作申出(五四
五) 米使和らぐ(五四六) 妥協成立(五四七) 七日延期(五四九) 彼我國情懸
隔(五五〇)

一〇九 伊佐平山等とアダムスの對話(一)……五五〇

正月四日會見(五五〇) 贈品申遣(五五一) 條約本書出來(五五二) 條約附録の
事(五五四) 米使書面に花押の事(五五四)

一一〇 伊佐平山等とアダムスの對話(二)……五五六

又記名花押を求む(五五六) 米使日本全權の來船を求む(五五六) 應接使肯ぜず
〔五五七〕 被下物の事(五五八) 上陸承諾(五五八) 頗りに全權方來船を求む
〔五五九〕 使節上陸祝砲の事(五六〇) 上陸制限(五六〇) 末文改訂(五六一)
交換準備完了(五六二)

註 亞墨利加使節え諭書取(堀口貞明筆記其他)……五六二

第十九章 條約批准交換終了……五六五

一一一 神奈川條約の批准交換……五六五

交換實行(五六五) 被下物(五六五) 條約完了證引替(五六七) 相互交換(五六
七) 交換完了(五六八) 日本全權招待(五六八) 米船響應(五六九) 交換完了
〔五六九〕

一一二 批准交換の文書……………五七〇
和親條約本文(五七〇)

一一三 批准交換終了に付ての上申書……………五七四
最も苦心を見る(五七四) 米使申張(五七四) 米使猛り立(五七五) 大君と公方
〔五七五〕 老中連名の事(五七六) 爲取替場所の事(五七六) 附録の事(五七七)
使節委任證書の事(五七七) 條約取替せ證(五七七) 船中變應(五七八) 米使歸
國(五七八)

一一四 耶蘇教書籍返還の件……………五八〇
耶蘇教に關する交渉(五八〇) 外人亦日本國禁を知る(五八〇) 外國の贈品取締
令(五八〇) 耶蘇教書差戻命令(五八一) 耶蘇教書返還届(五八三)

一一五 米國の日本に於ける成功……………五八四
露の失敗米の成功(五八四) 米國成功の二因(五八四) 米使節の適材(五八四)
彼理の日本研究(五八五) 彼理計企の成功(五八六) 日本人心理洞察(五八六)
彼理武力使用の巧妙(五八七)

年表並人物概覽

其一 年表……………一一—一二
其二 人物概覽……………一三—二八

索引

……………一一—一七

挿入繪圖

一 彼理提督橫濱應接所に入るの圖……………卷首
一 彼理提督橫濱上陸の圖(二) 橫濱に於ける會見(一)……………一〇六
一 米使獻上品差出之圖(三四) 米人の眼に映じたる日本人……………一六七
一 米艦下田碇泊地圖(五一) 下田港に於ける米國艦隊……………二六〇
一 米國艦隊箱館碇泊地圖(六〇) 箱館に於ける米艦(一)……………三〇一

近世日本
國民史 神奈川條約締結篇

蘇峰學人

第壹章 露使長崎を去る

〔一〕 嘉永六年の鳥瞰圖



昭和二年十二月八日、東京市外大森山王草堂の曉窓、電燈の下に於て、孝明天皇時代第三卷 神奈川條約締結時代を書き始む。

嘉永六年
の東大事

顧みれば嘉永六年は、實に多事の一年であつた。今ま極めて簡明に、此の一年

傳

間の重なる出來事を歴擧すれば、

二月二日には、東海道筋に、大地震があつた。

四月には、加賀前田家の領民錢屋五兵衛一族が刑に處せられた。五兵衛の事

は、既記の通りだ。(參照 文政天保時代一〇四、一〇五)

六月三日、北米合衆國水師提督ペルリ四艘の艦隊を率ゐて、浦賀に來り、六

日本牧沖に碇泊す。九日久里濱にて、米國の國書を受取る。同日ペルリ小柴

沖に入り、十日羽田沖に入り、十二日浦賀を去る。

十五日、勅して伊勢神宮並七社七寺に國家の安寧を祈らせ給ふ。是れ米艦

來航の爲め也。

家慶薨去

廿二日、將軍家慶薨す。七月廿二日喪を發し、慎徳院と諡す。八月四日芝増

上寺域内に葬る。

廿七日、米國の國書を、尾、紀、水三家、並に溜詰大名に示し、其の意見を

諮問す。七月朔日萬石以上の大名に同様諮問す。

廿九日、和蘭人、長崎に露艦來るべきを上申す。

七月三日、水戸齊昭に隔日登城を命じ、樞機に參せしむ。

六日、將軍の喪にて、米國への返書急に出し難き旨、和蘭人を以て、米人に

通じ、明春來らざる様致す可き旨、長崎奉行に命ず。此れは固より行はる

可き事ではなかつた。

九日、高田城主榊原政恒、大砲六門を獻す。

十日、水戸齊昭書を阿部正弘に送りて、十條五事を陳す。

十四日、異船來る時、甲冑野服勝手の手を達した。

十七日、五ヶ年間、尤も質素儉約す可き旨を達した。

同日露國使節プチャーチン四艘の艦隊を率ゐて長崎に來る。

二十一日、品川灣海中に、砲臺十一個所を築くとを命ず。

七月二十三日、家定將軍職を襲ぎ、上様と稱す。

八月六日、安部虎之助預り人、高島四郎太夫を赦し、江川太郎左衛門に引渡

プチャーチン
渡來

す。(參照 天保改革篇五二一六四)
七日、露國使節書翰受取可申旨 及ニ差圖一候、爲ニ心得、寄々可被申達候」と令す。

十四日、三奉行に令して、軍艦製造の事を議せしめた。

十五日、肥前國主鍋島齊正に命じて、大砲五十門を鑄造せしむ。

十九日、露使の齎らしたる國書を、長崎に受取る。

晦日、一陣を成す人數訓練一年幾度にも苦しからざる旨を達す。

此月、露人北蝦夷クシユンコタンに來りて居處を營む。

九月十五日、諸大名に大船製造許可の旨を達す。

此令の發すると共に、薩摩國主島津齊彬は、直に大船十五隻の建造に取り掛

つた。

十六日、旗本に金を貸し、武器を作らしむ。

廿五日、萬石以下諸士卒に 專 西洋砲術練習の旨を達す。

大船建造許可令

十月五日、蘭人に軍艦及び大小砲、兵書等を送致せしむ。

八日、筒井政憲、川路聖謨等を長崎に派遣し、露使と應接せしむ。三十日江戸を發す。

十二日、水戸齊昭地球小儀を獻す。

二十六日、水戸齊昭隔日登城を辭す、允されず。

十一月朔日、當時近海の守備完全ならざる爲め、明年來るも穩便に取計ふが、

萬一彼より亂妨する時には國辱にならぬ様準備せよとの達をなす。

二日、水戸齊昭に命じて、軍艦製造の事に預らしむ。

五日、訓練の際、疊語を用ふるを禁すと令す。

六日、都下及び其他の農工商に獻金を令す。

七日、土佐の漂流民中濱萬次郎を普請役と爲す。

十四日、毛利、細川に相模、備前池田、及び立花に安房上總、因州池田に

本牧、井伊に羽田、大森、會津松平に品川二の臺場を、忍松平に同三の臺

品川臺場守備

場を、川越松平に同一の臺場を預け守衛せしむ。翌年四月二日四日兩日に引渡す。

同日、浦賀奉行を二千石高となす。

二十三日、家定將軍宣下あり。

十二月十五日、水戸齊昭大砲七十四門を獻す。

廿七日、芝金杉より品川迄居民達次第、急に退去す可き旨を達す。

同日、新鑄一朱銀通用の旨を達す。

廿九日、水戸齊昭に年々米五千俵を賜ふ。

三十日、相房守衛の大名に、外船に對して、穩便に取扱ふ可き旨を令す。

此月大阪富商に諭して獻金せしむ。

此月十八日以來、筒井、川路、長崎に於て、數次露使と會見す。(參照 彼理來航及其當時七〇—一〇〇)

幕府の捕
盜御總

以上の乾燥なる記述を見れば、如何に幕府が盜を捕へて、繩を縛うたる乎、其

の周章狼狽の態が想ひやらるゝではない乎。此の如くして嘉永六年は暮れた。却説安政元年は奈何。此れからが事件は彌よ面倒となつて來た。

【三】日露修好條約草案(一)

談判持越

嘉永六年十二月から、安政元年正月へかけて、長崎に於けるプチャーチン對、筒井政憲、川路聖謨との談判は、持ち越しになつた。其の顛末は、既記の通りだ。(參照 彼理來航及其當時七〇—一〇〇) 然も其の談判は、雙方云ふ丈の事は云ハ盡し、聞く丈の事は聞き盡した。

書付持參
決定

四日(嘉永七年即安政元年正月)雨午後晴。魯人一條も、まづ日本之御都合宜可參辨なれど、後日爲ニ天下ノ可思ことあれば、事穩に旨く行届かせたく、心配いたし居候處、今般書付可ニ相渡ニ義有レ之、一通は漢文、一通は横文字、一通

同一事項
繰返し

は假名にて（假名雜りのこと）其の假名書の方へ、書判を据たり。右之書を魯船へ、持参いたし吳候様申候得共、御國躰いかゞと存、其義に及びがたし。然るに再び珍敷ものなど一覽爲れ致度、且一旦對話苦心もいたし候もの、處、永く相別れ可申ことなれば、今一度是非にゆるくと能越くれ候様申越有之に付、かの方へ、右見物に参ことにいたし、幸その序に、右の書面を、爲彌（中村）に爲れ持遣し可申ことに、昨夜決定し、且かれが望に任せ、今日めづらしきもの見にまゐり可申と申遣したり。

斯く川路は其の日記に記してゐる。如何にも形式に泥みたることなれども、當時に於ては、致方あるまい。而して筒井、川路等の露使に與へた書翰は、要するに十二月晦日中村爲彌が露艦へ持参し、露使へ示したるものと、全く内容を一にしてゐる（參照 彼理來航及其當時一〇九）但だ彼等はあく迄もエトロフ島は日本の所有であり、カラフト島は五十度を以て、日露の境界とする旨を主張してゐる。而して露使より筒井、川路に與へたる覺書を、中村爲彌が正月二日返却

修好條約
草案

し、更らに老中當に封書として受取り來りたる覺書も、其の内容は、固より同一だ。

要するに雙方共に互に同一のことを、只だ幾回となく繰り返してゐるまでだ。但だ正月二日中村爲彌が老中への封書以外に受取り來り、同三日其の寫しとして、筒井、川路へ差出したる日露修好條約草案なるものは、今ま茲に掲記する必要がある。

境明協定の件

第一條 今より以後、俄羅斯全國之帝と、日本帝との間、和好を締び、子孫永遠、相共に懇篤なる交を爲すべし。

兩帝國の所轄之内、俄羅斯日本の人民、その恤撫防護を受け、其人太平洋の澤を蒙るのみならず、又其所有の物を傷らざるべし。

第二條 不和の禍原を杜ぐがため、今や俄羅斯と日本との疆界を定む。日本所領の界は、北はエトリユブ島（又エトロフ）及び薩哈連（又カラフト）の南端に在るアニワ港に限と定めたり。薩哈連島の兩國分界の線は、延引することな

開港の事

和好を締める兩國官員會同して、其所在地方を劃し且此和約章程に載せざる處は、其時に及て填寫すべし。

第三條 日本政府俄羅斯の軍艦商船の爲めに、二港を開き玉ふべし。其一本大島の大阪、其一是蝦夷島の「ハコダテ」に於てす。爾來俄羅斯の船艦茲に寄泊し、又は風波の損傷を修繕し、更に食料、薪水其他有用之諸物を備へ、之を謝するには、日本の定價に準じ、俄羅斯國産の品物を以てすべし。

交易場の事

兩國交好を結び、若し彼是交易の約一決せば、此兩港は、又交易場に給すべし。俄羅斯船は、此二港及び長崎港を除くの外、日本其他之港に寄することなかるべし。但し、風濤破船の難に逢ひ、又は食料薪水に乏しく、進むべきやうなく、近港に寄せざる事を得ざる如きことに逢て、已を得ざる時は、此例に在らず。此の如きものあるときは、其地の官員より、其船艦人名、殊には漂流を撫恤保護したまふべし。食料薪水其他の諸物、及び船艦修繕の費へは、彼二港の内にて之を償べし。又俄羅斯人、日本人にても、總て漂流は彼二港

以下尙は續いてゐる。
に送るべし。

【三】 日露修好條約草案 (二)

商館設置の事

第四條 上に云へる二港(大阪商館)に於て、商館を置くに然るべき地を擇び玉ひ、俄羅斯人に許して、其地に居室、囤積場、及び種々之物品を藏むべき家を營ましむ可し。商館内の俄羅斯人は、惣て其風俗に従ひ、政度を變せず、法教も自由に奉信することを許すべき正理なれば、日本の政府よりも、之を禁制することなかれ。來寄せる船艦は、必ず、互に相交り、又は商館と自由に往來相交るべし。

商販章程の事

第五條 和好を締める兩國之官員會同して、廣く商販の章程を定め、上に

商館長派
遣の事

露人罪過
の事

云へる兩港に於て、交易をなすべし。
 俄羅斯政府より、嚴重に其臣民に令して、法則に反れる商販、殊には阿片の
 如き有害の交易をなすことを禁ず。若し俄羅斯人に、此法制を犯すものあれ
 ば、日本政府より、盡く其物貨を取上げ、罪人を俄羅斯商館に送るべし。
 然る時は之を俄羅斯國に返し、國法を以て處すべし。
 第六條 俄羅斯政府より、二港に各一館長を置き、日本國に在留する俄羅
 斯人を制駁せしめ、日本政府の官員に接するも、亦此人を以てすべし。日本
 人彼館長に其位爵に相應せる敬禮を加へたまふべし。館長と港の鎮臺及
 び政府諸員と相交るには、其禮全く平等なるべし。是れ館長は、俄羅斯政
 府方面の任ある權官なれば也。館長病に臥し、または儼存せざることある
 時は、俄羅斯商館諸官員の中より、最も齡の長ずるものを擇み、權りに新
 館長と爲すべし。已に然るものは、又これを敬崇すべし。
 第七條 俄羅斯人、日本國內に於て、刎刑を受くべき罪過を犯す時は、之を

最惠國條
款設定

俄羅斯に送り、本國の法制を以て罪すべし。微少の罪過ありて、俄羅斯人を
 制するには、館長の意に任じ、且俄羅斯國の政度に從ふべし。若館長然る
 べしと思はば、之を俄羅斯に送るも可なり。日本人若し俄羅斯人に向てなせ
 る罪過は、日本政府より、國法を以て之を罪すべし。
 第八條 兩帝國已に其境域を接し、今は又和好を通ずる故を以て、交易に論
 なく、日本政府に於て、後來は他國にも許さむことを善となすべき諸事ある
 時は、俄羅斯臣民も、同く其寬典に膺らざるべからざる正理あれば、上に云
 へる和約章程に載せたる箇條に論なく、其外のことたりとも、必らず俄羅斯
 諸民に恩波の及んことを欲す。
 俄羅斯全國の皇帝と、日本帝(將軍)と互に和約章程之本書を取りかわすべし。
 但し一歳を過る之後にこれを爲すべし。方今は當國の全權欽差が取替せる書
 を以て、權りに其用に充つと云ふ。

一千八百五十四年正月(露)十八日
(蘭)三十日

第一章 三 日露修好條約草案 (二)

長崎に於て

フレガット、バルラス（船號）中に書す。

後日締約

以上の草案は、全く他日の條約を豫想せしむべき資料だ。云はゞ一切の骨組は、殆んど此の草案にて盡してゐる。即ち第一條は修好の大體。第二條は國境の確定。第三條は開港、貿易、漂流撫恤（參照二）、第四條は居留地設立、信教自由、交際自由。第五條は貿易章程の制定、及び阿片賣買の嚴禁。第六條は領事の派遣。第七條は領事裁判即ち治外法權の設定。第八條は最惠國條款の設定等にして、爾來日露と云はず、總ての條約の大綱は、殆んど此の草案中に豫見せらるゝと云ふも、過言ではあるまい。されど當時の幕府當局者は、果して之を斯くまで精しく諒會したる乎、否乎。彼等は只だ一日一日と、繰り延べのみに是れ汲々として、恐らくは其他に及ぶ餘裕はなかつたであらう。

【四】正月四日の會見

露使せめ物との獲

日露兩使節の談判も、雙方の申分は、當初から餘りに變化なかつたが、然も日本側は、其の言句に餘裕を剩して、前途に希望を懐かしむるが如き態度を示したれば、露國側は之を以て、せめてもの獲物としたのであらう。

船中對話

寅（安政元年）正月四日船中對話

使節

一 今般御渡之御書取、昨日漢文之譯文御渡に付、蘭語の譯と照合拜見いたし候處、魯西亞は、外國々と違ひ、格別之御取扱之由、相違無レ之事に候哉。

左衛門尉

一 貴國は境を接し候隣國の事故、外國々と違、別段之御取扱振に無ニ相違一候。

露國別段の事

第一章 四 正月四日の會見

使節

一 難有奉存候。然る上は、唐和蘭は別段之義、其餘之外國より、通信通商を乞ひ、御許容相成候節は、魯西亞も必御沙汰有之候様致し度候。

左衛門尉

一 通信通商之義、外國え御許有之程に候はゞ、魯西亞え御許有之候は勿論に候。

使節

一 此後若し通商御許に相成、右に付、取極之廉々外國人え御許有之候程之義は、魯西亞へも御許有之候様いたし度候。

左衛門尉

一 若通商御免相成候節、取極之義、外國人え許候程之義は、魯西亞も御許有之候は、是又子細有之間敷候。

使節

一 只今申立候二ヶ條之儀、書面を以可申上候間、御答書面にて御渡被下度候。

左衛門尉

一 相心得候。然るに使節申さるる處、聊不審に存候。其譯は政府之存寄は相分兼候得共、我々心得には、此末和親致し候場合にも相成候得ば、貴國は素境を接し候大國之義故、外國々に對し、一方之防とも存する程に有之候處、只今申さるる處にては、未だ其意を得ざるに似たり。

使節

一 御不審御尤に候得共、私心得おゐては、隣國殊に御國之御爲を御忠告申程之義故、外國之者共、萬一亂妨狼藉之儀有之候節は、いづく迄も御加勢致し候心得に御座候得共、本國政府におゐては、御國之御取扱ケ様之事とは未存間敷候間、右二ヶ條之御答を願、政府え申遣候心得に御

露國援助の事

避難港定置の件

座候○

一 今一事伺度候は、追々申立置候我國之船々難風に逢ひ、無餘儀一貴國何れ之湊えか入港致し、夫々御救助を受候節、右代金不相辨一候ては、不叶ことに付、何れ之港をか御差極有レ之度、其場に書付を差出置夫々拂方致し候へば、甚便利に付、右場所承置度候○

左衛門尉

一 其場所即今差極がたし。尤覺之ため品書さし置、追而議論相定候上、拂方いたし候得ば、差支有レ之間敷候○

使節

一 其度々拂方不仕、追々相嵩み候ては、當惑いたし候○

左衛門尉

一 是迄之振合を以相考候得ば、格別之事も有レ之間敷、其國より我國地え參り救助を乞候義、是迄僅兩三度には過へからず。然ル時は、此末も

同様に可レ有レ之候間、必心配には及間敷候○

使節

一 近來は度々にも可レ及と懸念致し候儀に有レ之候○

左衛門尉

一 少々多く候迎、外國國と違ひ、貴國は隣國之義、變災相救ふは、當然之事に候○

使節

新水食料取開差由

一 右代料等之義、通商御免之御論定候上と申候ては、餘り遅々致し、御氣之毒に付、通商御免之儀、可レ成丈早々御沙汰相願候は勿論、右通商よりも、薪水食料並港御取開之義、尤無餘義一事にて、差急候間、何分早々御工風被下度候○

左衛門尉

一 心得候、右之段政府え可ニ申立○

使節

一 今日折角御入來被下候儀故、込入候義は不ニ申上二筈に候得共、右等は無ニ餘義一事に付、申上候儀に候。此上之處、御政府え可然被ニ仰立、何分にも願意御立被下候様相願候。

左衛門尉

一 得と可ニ申立候間、左様可存候。

使節

一 是迄度々御面會、厚御取扱被ニ成下一難有奉存候。右等之趣は、勿論、御國御舊法御改被レ成候様精々申上候趣、委細政府え申立候間、必御法御改相成候様に相願候義に御座候。

此れが長崎に於ける、日露の代表者最後の談判であつた。尙ほ正月六日、前記の露使の註文に任せ、

此末我邦於て、若通商差許にも相成候はゞ、貴國を以はじめとなすべし。

最惠國覺書交附

此末我邦もし外國々と通商いたし候時もあらば、貴國は土壤相接する之國ゆへ、交易筋並其外とも、外國同様に取扱べき心得に候。

との覺書を交付した。

正月五日箕作阮甫日記

五日、竟日雨、黄昏晴。

昨日の謝を道ぼんとて中島に抵る。川路司農に謁す。近日我船の議論如何なり行たるやと問ひしに、此頃ば中村爲彌して懸合せしが、カラフト嶋は五十度まで我に歸すべきよし承引し、エトロフは永く我屬となり、交易の事は、今暫く沙汰致しがたし。但し他國より來り請ふとも、俄羅斯と通商せざらん前は、決して他の互市を開かざるよし申したれば、それにて承諾しぬ。右の事記し玉はるべきよし請しかば其證書を爲して與へぬ。彼方より奉れる書札あれば反譯すべしと命ぜらる。それより斐三郎と同じく稿を起す。其大意は、八款の和約章程にて、兩國永く和を結び禍原を斷んがため、兩國の全權會同して境界を定む。日本の北境はエトロフ島薩哈連の南端アニハ港に限るべし。境界既に定りたらば互市を始めんことを請ふ。南方にては大阪を請ひ、北方は箱館を請ふ。右の二港を

露使書札反譯

第一章 四 正月四日の會見

罪人處罰

定めて自由に入出せば、離船は勿論薪水食料等の困乏を備ふるも此二港に入るべし。餘港へは決して入らざるべし。然らざれば、兵艘商船隨所に入港することあつて、却て密賣等の災を生ずべし。又上の二港には互市館地を賜り、第宅倉庫を造り、萬事俄羅風俗に治り、政刑法教まで皆其國風を用ひ、館長^{コン}一人を設け、人衆を制馭す。此者は方面の權を寄托せるものなれば、其港の領臺諸官員と共に禮平等たるべし。我人館外にて罪を犯すものあれば、日本より館長に傳送し、日本にて斬首の刑に處すべき罪人なれば、館長これを俄羅斯本國に送り國法に處すべし。些少の罪過に館長の意にて處置するもよし。但し本國の律に依るべし。日本の俄人と交りて罪あるものは、日本官員へ引渡し、我國法に行ふべし。又後來他國と交易及び他事にて寛典を施すことあらば、俄羅斯は隣國の好ある外、已に和好の厚誼あれば、必らず其恩典を及ぼすべし。これは正理ありと存す。此和約本書は俄帝と我幕府との親ら華押せる者を用ふべけれど、今は一年の後にあらざれば本書を爲し得べからざるべければ、兩國の全權假りに今の書を作り取交しおくなり云々。其餘尙多けれど盡く記憶することなし。

此書は三日の日、御普請役森逸八が我船上れるとき交付せしよし、川路この書を差戻し、いまだ交易の沙汰には有無の返答もなく、三五年待つべきよしたびくかけ合ひしに、互市の議已に成れる後の書を出すは、いかゞなりと怒られければ、これは三年の後互市を結ば、この如き制度となすべしと思ひぬれば、認てさし出しぬるなりと答へぬ。されど請取がたしと、強て返されければ、さらば老中へ封書にて差出すべしとて持かへり、その大意を書ぬるものを、川路筒井兩名にて差出しければ、今日此譯文を余に命ぜらるゝなりけり。

中村爲彌
露船見送

今朝黎明の比、中村爲彌バルラス名號フレガット船、即布恬延が乗れる船に抵るに、今朝螺機水蒸船發程のよしにて煙管已に煙を吐くを見ぬるが、早く中村を見付け、強て水蒸船に乗らしめたり。頃にして螺機動き出し、徐に船進む。高鉢の邊まで抵れば船行くこと頗急なり。高鉢にて中村を卸して、別を叙せりと云ふ。此船は上海に抵るよし申せりとぞ。羨ましきこと、甚だ懐懐しぬ。

四日の日、漢譯官渾名ゴマシホ、其頭白髮交り生ぜし故の名なり。歳は三十左右と云ふ。支那の動亂の始末を問ひしに、江南は已に朱天德に屬せしよしは、先頃日本を發し上海まで至りし比承りぬ。されど江北は中々其手に入らず。北京に攻入、清帝は盛京に逃れ入しなどは、虚誕なるべしといへるよし、司農語られぬ。夜十一時頃反譯清書成り、司農に上つる。用人部屋に退きしに、富塚松邸の二人、俄羅斯より上れる牛肉を余輩のために松前の犁にて煮て一盃を進む。江戸より來りて俄羅斯牛肉を松前の犁にて煮るとは人生の一奇事なるべしと松邸いへり。寺に歸れば十二時前なり。更に一盃を傾けて寐ぬ。(箕作阮甫西征紀行)

【五】露艦長崎を去るに際しての覺書

訣別慶應

斯くて正月七日(安政元年)露國使節一行は、暇乞として上陸した。彼等廿八人、何れも西役所に來り、使節、次官は三汁七菜、士官は二汁五菜、換茶菓子、而して將軍の名によりて、縮緬十端縮緬縮緬五端使節へ、縮緬五端船將へ、縮緬五端縮緬二端次官通辯者へ、縮緬二端公用方へ、皿付蓋茶碗士官廿六人へ二十六箱、但十二組入、皿付茶碗次官三十人へ三十箱、但五組入。醬油千籠船中惣中へと贈與した。而して何れも驢を轆し好意もて、相ひ別れた。斯くて正月八日露艦三隻は、午後未牌(午後二時)長崎港を出帆した。而して去るに臨み二通の覺書を殘した。其一は筒井、川路に當てたるもの、他の一は長崎奉行に當てたるものだ。

露艦出帆

殘留覺書

日本全權大臣顯貴諸君に奉つる。

日本全權大臣より正月六日に贈り給へる書翰の中に、歐羅巴にて製せる諸地圖に依るに、薩哈連の經界は、其中央五十度なるべしといへり。歐羅巴の地圖に依るに、薩哈連の經界は、其中央五十度なるべしといへり。俄羅斯全權大臣謂らく、歐羅巴の地圖に依るに、薩哈連の經界は、其中央五十度なるべしといへり。

ば、此等のことに至ては援て證となすに足らざるなり。俄羅斯人を除く外は、歐羅巴人の此地に至る者あらず。故に俄羅斯人及び日本人の居住せる處は、何れの地迄なりや、これを定むる者あらず。唯俄羅斯人のみ務て此島を探討し、方今に至ては、俄羅斯の所領迄に五十度以南に及べり。只薩哈連の南端のみ日本國に屬すべくして、此會議の始までは、日本人これに居住せり。此の如く露使は飽迄日本全權の五十度説を駁正し、薩哈連即ちカラフトの大部分は露國の有にして、日本の所領たる可きは、僅に南部の一端に過ぎざる旨を主張した。

日本全權資格の缺

俄羅斯全權大臣惟らく筒井肥前守様川路左衛門尉様は、政府より任ずる所の權全からず。是を以て此餘の會議をなすは、無益に屬し、且船艦のことに就て、上陸せざるを免れざるが故に、速に長崎を出帆す。全權諸君安福にして速に江都に還りたまひ、俄羅斯政府の願ひを務て早く完成すべく、周旋し給はんこと、これ俄羅斯全權大臣の切に希ふ處なり。

再渡報告

露國使節は、日本全權が自から重臣と稱しつゝも、其の全權たるの資格に於て、頗る缺くる所あるを看破し、此の如く明々地に、それを喝破してゐる。而して長崎上陸の制限をば、頗る遺憾として、それを添言してゐる。事故の妨げなきときは俄羅斯全權大臣、當春の中に北海に航し、再び日本に來るべし。因て日本政府經界を定むるの如何を問ひ、且交易の交り完成すべからざるや、又俄羅斯全權大臣より、御老中に贈れる書翰中に載たる事體に就き、速に決議を聞んと欲す。

上陸に就ての申條

此れはやがて再渡の際には、今回渡來の旨趣を貫徹する覺悟であることを言明したるものだ。此によりて見ればブチャーチンは、社交的には極めて圓滑、懇款を旨としたるが、其の談判の要件に至りては、一步たりとも枉げなかつたとが判知る。尙又た彼が長崎奉行大澤豊後守に當てたる他の一通は、長崎奉行が、上陸に付き彼是故障、面倒を構へ、遂に不可能に陥らしめたを告げ、然も此れも畢竟上

態度良好

官の意を奉獎しての事なるべければ、別段啣む所なきも、今後は須らく其の態度を改むべし、然らざれば必らず害を招くべしとの忠告であつた。要するに露使ブチャーチンの主張は、彼理提督のそれと、其の内實に於ては、格別の相違なきも、然も其の態度に至りては、頗る良好のものであつた。

【六】 露使應接始末上申書 (一)

筒井川路等の努力
始末上申書本文

筒井、川路等が、正月十二日付にて、老中へ應接始末を上申したる書付は、聊か彼等の立場を辯護するの文句なきにあらざるも、概して談判の様を盡してゐる。之を見れば如何に彼等が最善の力を、此の談判に効したるか判知る。魯西亞使節え應接仕候儀申上候書付

筒井肥前守

露使申立

當地之渡來之魯西亞船之儀に付、去丑(嘉永六年)十二月中、兩度町便を以て申上候後、同廿四日、廿六日、廿八日とも、使節之者御役所へ呼出、及二對話一候處、申立之大意は、去丑十月中、一旦退帆之節差出候書而之條件同様にて、エトロフ、カラフト二島之境界を定、和親を結び、交易を開き、并彼國之船々薪水食料を求め、船修復等之爲、於御國地一湊を開度との義にて、エトロフは、百年前彼國所屬之地に有之候を、五十年來御國より御處置有之候得共、當時彼島之者共、半は魯國に屬し候間、半島を以て境といたし可申、カラフトは素々彼國所領には無之處、彼島之者共、近來魯西亞へ相屬し、尤南寄之方は、御國に屬し候場所も有之、境界不分明、殊にアニワ港邊、外國之者共、窺竄いたし候情形も相見へ、甚懸念に付、

川路左衛門尉
荒尾土佐守
古賀謹一郎

境畔決定

使節御國地へ渡來之後、魯西亞本國よりアニワ港防守之兵卒差渡置候程之儀、境界得と相分り候後、御國所屬之地に無相違一候は、守兵早速爲二引拂可申候得共、急速御取極無之候ては、追ては難引拂一場合に可到に付、早々取極度、又は當今天下之形勢相變じ、有無を通、相親不申候ては難叶時世に付、交易を開き、隣交を結び度、且又彼國之船々度々御國近海往來いたし候に付ては、薪水食料を求め、船修復之ため、松前箱館等之内、并江戸近海歟、大阪邊にて、滯船之港取開き度、其餘近來御國御武備御手薄之御様子に相見へ當今天下之形勢を以考候得ば、實御安心難相成一場合と奉存候間、夫々急速御備有之度、次第に寄候ては、御加勢をも仕候との儀種々辯を加え申論候に付、御返翰之御趣意を以、厚申論、又は申立方不都合之廉々は、夫々及二辯論一候得共、何れにも三五年之時月相待候儀は難相成、所願之條々御立不被下候ては、いつ迄も難引拂一由を以、三五年之儀を殊更に相難じ、直に御手前様方に可申立一抔申立候儀にて、一體カラフト

日本加勢

神太島鏡

露國守兵

島之儀、魯西亞にて多年心掛居候趣、彼方書籍にも相見、
 (朱哥)本文之儀、「奉使日本紀行」に、アニワに罷在候日本人防守之用意無
 之候間、アニワを取て、此に據る事難きにあらす。此所を奪ひ候とも、
 日本にて取返す手配は致かたかる可しとの趣、書載有之候。
 此節守兵等差遣置候段は、全境界取極方に事寄、交易之所願強而申立、
 若御取用無之節は、カラフト全島を奪ひ候計策、専ら手段を盡し候儀と
 相聞、一旦退帆之節、差出候書翰にはカラフト島之土蕃共、魯西亞之政化
 に隨ひ候に付、魯西亞帝之命に因り、三月以前に、其地を取しめ、數箇の
 軍營をも備へ候由、其外認有之、全彼國所有と仕成し候文段に付、此
 儘御拾被置候ては可奪取は必然之儀、尤兵力を以争戦および、追拂候
 儀は出来可申候得共、素より極寒不毛之土地にて、是迄松前伊豆守より差
 遣置候警衛之人數も、冬分に至り候得ば、引拂候由にも相聞、一旦は
 取戻候とも、兵力を以堅く相守候儀は、都て蝦夷地御警衛向十分相整

兵事動不

候上は無之候ては、難相叶一地形に有之、其上此節狼に兵卒を動かさ
 ては、時月を御延被成候御趣意も空敷相成候儀に付、狼に守兵差遣候
 儀等察度および彼においても辭相屈し候様子に候得とも、猶彼是申争
 元來使節之申分一ヶ條も不立儀に付、近くレサノツト之見合も有之、カ
 ラント之有無は暫差置、存外手近く異變を生じ、大患を引出し可申哉も難
 計と、後來之處、深心配罷在候處、蝦夷地之儀は、出立前、左衛門尉、
 土佐守え被仰渡一候趣も有之、當早春見分之ものを被差遣一候筈に付、
 右之御趣意差含、カラフト境界取極之儀は、追ての御沙汰に可相成一は勿論
 に候得共、見分之者被差遣一候得ば、此一條計も、畢竟彼之申立を不レ被捨
 置、此節より追々御取懸可相成一委にて、聊使節之面目も相立候儀故、
 自餘之廉々承伏爲致候手段にも相成候儀と其段申論。
 此れは全く本文の通りにて、筒井、川路等の苦心の存する一端であつたらうと
 察せらる。

見分使差遣の事

【七】露使應接始末上申書 (二)

五十度境
界の事

尙ほカラフト島に就ては、

(朱書) 本文カラフト島之儀、南寄之方のみ、御國所屬と申張候。右に付隨に據と可仕書面等更に無之候得共、外國彫刻之萬國地圖等再應取調候處、五十度より四十度迄之異同は有之候得共、凡半島五十度位之處を以、境といたし候趣も相見、其方に相成候得ば、御國に附屬之地不レ少殊使節船に有之候。イギリス板地圖にも同様相見候哉之由。彼船え通辯として差遣候節、通詞森山榮之助竊に見受來候處、魯西亞人共本文之勢に付、地境は相定不レ申候とも、凡に見當を付置不レ申候ては、忽有名無物之所置いたし候は、必定に付、無餘義一取調之上、追て境界相定候迄は、先づ其通相心得居候哉之旨、無急度一申諭、異存は無之様子に有之候處。去る八日書面差置、外國之地圖取調不レ行届儀も有

レ之候間、一概に信用難ニ相成一哉之趣、申外し置、出帆仕候儀に御座候。

右の朱書は此方の申分のみにて、露國側は決して當初より五十度分界の説に同意しなかつたことは、其の當初からの書類、若しくは談判の模様等を見れば分明だ。

エトロフ
所屬の事

和親交易
の事

書交換
の事

其餘之條件、エトロフは、斷然御國所屬に異論無之、薪水食料等は去ル寅年(天保十三年壬寅)之御書付も有之、素より子細も無之筋に付、漂流之段無相違一上は、相與へ遣候積、和親交易并港を開き候儀等は、何れも追て御沙汰との御趣意、精々及ニ掛合候へども、御役所において、雙方打揃談判および候節は、多人數之中ゆえ、殊更に氣勢を張、兎角其度々枝葉之論を起し、結局相成兼候様いたし成、殊月迫年始にも向ひ、呼出方差支候折柄に付、右見込申諭之廉々、御返翰并先達て奉伺置候諭書之趣を基本といたし、御趣意に不違様、蘭語漢文之書面取調、去月晦日以来、

御勘定組頭中村爲彌おんかんじやうくみがしらなむらたけのや御徒目付御普請役御小人目付等差添おんちやくめつけごふしんやくおこひごりつけどうしそへ、魯西亞船ろしあせんえ差遣さしつかへ種々爲しゆくまを申諭まを候まを處まを、晦日罷越みそひなまを候まを、彼方かたより追おつて交易かうぎ其外そのほか御取極相おんしやくきくあひ成なり候まを節せつ之爲のに差出さしだ置まを候まを由よしにて、右書面漢文みぎしよのんかんぶんに相認あひた差越さしこ候まをに付つき、一覽いちらん仕し候まを處まを、交易御免有かうぎおんえん之候の以後いご之儀のを、彼是かれこれと勝手儘ごりつりに取綴とつて候まを書面しよめんにて、容易よういに受取置うけとりおきまを候まを儀難あひな相成あひな候まを間まを、當月たうげつ二日ふたひ尙又爲彌差遣なほまたたけやましつかはし、本書差ほんしよさ候まを處まを、殊こと之外ほか立腹たつぷくいたし、然しかる上うへは直様出帆すさましゆつぱんいたし候まを由よし申まを之の、頻しきりに勢いきほひ立た候まを様子ようすに相見あひみ候まを處まを、爲彌たけやま一旦奉行たんぶやうより之差圖受のさしづうけ、持參ちさんいたし候まを書面差戻しよめんさしもど不申内ふまをは、寸分すんぶんも其座そのざを動きうご候まを儀のは不あひな相成あひな候まを間まを、出帆しゆつぱん之儀のは勝手次第かつかうじだいに可い致旨いたすべきむね、急度申達きつとまをしたつしよまをまを候まを處まを、却かへて穩おだやに相成あひな、漸辭やうやくを直なし、品々しんしん丁寧ていねいに取扱とりあつかひ、暫相立しばらくあひたち、別段封じ置べつたんふうおきまを候まを御手前様方おんてまへさまがたえ之書面差出のしよめんさしだ、封之儘差出ふうのまを候まを様申聞さままを候まをに付つき、受取うけとり之、翌三日あすのち右之蘭語みぎのらんご一通私共名宛つうわたくしどもなをにて差出さしだ候まを間まを、翻譯ほんやく爲な致候まを處まを、晦日差出みそひさしだ候まを、漢文書面同様に相見候得共あひみえまを、一且右之通取計いちみぎのつうけけい候まを後之儀のちのまを、且かつは元來追もとよりて御取極おんしやくきくも有あ之候まを節せつ之ための、申立まを候まを處まを、

筒井、川路、一步も假借せぬ

置候おきまを由よしに付つき、御受取相成おんうけとりあひな候まをとも、強しひて之差支のさしつかへも有あ之間敷あひな、却かへて後來御斷のちのら之種のたねとも相成あひなべく哉やに付つき、其儘受取置そのまを候まを、前書書面之趣ぜんしよしよめんのおもむきを以もつて、再三論辯さんさんろんべん之上のうへ、漸承伏爲やうやくしよやくいた致まを、書付相渡遣申かきつけあひわたしたつつかはしまを候まを。要するに以上えうは、只ただ形式上けいしきじやうの事ことにて、筒井、川路つゐ、かはぢへ當あてたる書翰しよかんも、老中らうちゆうへ當あてたる封書ふうしよ及び其おのの和蘭譯わらんやくを、筒井、川路つゐ、かはぢに與あたへたるものも、其そのの内容ないようの同一どういであつたとは、筒井、川路等つゐ、かはぢらうも自みづから認めたる程ほどなれば、前者ぜんしやを返却へんきやくし、後者こうしやを受取うけとることは、事實じじつに於おては、何等なんらの埒らちもなきことと云いはねばならぬ。併ひし彼等かれらに取りては、此これが爲ために非常ひじやうの苦心くしんをしたことは、亦またた諒りやうとせねばならぬ。何いれにしても、彼等かれらが露國使節ろこくしせつに對たいして、其その地歩ちほを占しめ、一い歩ほも假借かじやくせざる態度たいどを持もつたことは認めねばならぬ。

露船訪問の事

然る處當四日(安政元年正月)役彼船え參り吳可申、左候はゞ心得に相成候
 珍器一覽に入度、其外乍レ序申聞候品も可有之哉之由申越候。底意は
 難計候得共、斷および、萬一隠し候様相聞候ては、以之外にて、且は
 彼方を疑ひ候様にも相聞へ、却て氣受も如何に付、殊更に手輕取計、平
 常巡見位之供立にて、私共一同彼船え罷越候處、殊之外恭敬を盡し、
 丁寧馳走いたし、尤其砌、此末外國え通商御免にも相成候はゞ、魯西亞を
 始とし、且又外國々え通商御免相成候時も有之候節は、彼國は隣國之儀
 に付、交易筋其外外國同様御取扱有之度と之儀願出、子細も無之筋に付
 承届、覺書可ニ差遣一申約し候處、右之外願筋申立候儀無之旨申聞、
 其節大砲並帆掛外し之訓練、或は蒸氣を以迅速に陸地奔走致し候車之難
 形、卓上え仕形いたし、爲レ走見せ、右に而都て事済に相成候間、同七日

【八】露使應接始末上申書 (三)

西役所費

露使へ贈品の事

露使申伏

西御役所へ呼出し饗應申付、且先達て献上物をも仕、未御受取と申儀は不
 申達一候得共、献上物等仕候節、相當之御返物被下候積、土佐守伺
 濟之趣も有之、御返物と申には無之候得とも、出帆に付、別段被下物等
 無之候も如何に付、長崎奉行申談、使節始え反物其外被下置一候様取
 計候處、一統難有拜領仕、萬事無ニ差支一事濟、翌八日出帆之儀申
 出、其砌書面差出度候間、受取之もの、同日五半時(午前九時)差越吳候
 様申立候に付、長崎奉行手付通詞等差遣候處、肥前守左衛門尉え之壹
 封、大澤豊後守え之壹封相渡(參照 五)同日九ツ時(正午)出帆仕候儀に御
 座候。都て今般之儀烈敷懸合および候ては、物別れ仕候より外いたし
 方も無之候間、御差延之御趣意に承伏爲仕候様にと成丈穩に取治め
 候間、十分に申伏せ候義等は出來不レ申候得共、一度はカラフト全島を
 奪、エトロフ半島も、所領之如く申成し、既に御手前様方え書面迄差出候
 得共、右之趣意は相改、追て差出候書面に御國絶終之境は、エトロフ島

第一章 八 露使應接始末上申書 (三)

アニワ守
兵撤退の
便合の事

見分使急
速派遣の
事

及ビカラフトアニワ港と爲と認有之、右書面は、和約之儀品々認込有之候故、差戻候儀には候得共、彼之申條相屈し候は、右にて顯然致し、其所おいては、御威光相立、尤大體之御趣意取失ひ候儀は勿論、都て御體裁に相拘り候儀無御座候。乍去反覆無常儀は、戎狄之癖に御座候間、少も御油斷は不ニ相成儀と奉存候。

一 カラフト島アニワ湊に、魯西亞守兵罷在候上は、事宜に寄、當春旬季次第、松前伊豆守より人數差渡可申哉。一旦追拂候儀は出來可申候得共、左候ては時月を延候御趣意に差障候儀は勿論、容易に兵革を動し、萬一差誤有之候ては、御國威に相拘り候儀も出來可致哉も難計候間、右等之趣、早々松前伊豆守に心得方被ニ仰合、此上穩便に相掛合、右地所取戻候様之御處置有之度奉存候。

見分使急
速派遣の
要

儀も可有之處、双方心得違より萬一争闘および候様にては、折角之御趣意も空敷相成可申に付、使節之申論、彼守兵共見分之者之對し、聊無禮不法致間敷旨、使節より守兵之差遣候書面、魯西亞文本書一封、右譯之蘭文一通とも爲ニ差出一候處、右は暫時も難ニ差延儀に付、去る四日町便を以、石川土佐守、松平河内守方え申遣、猶同日定便を以、右横文字本書蘭語譯、和解とも差遣、荒増之儀申上候儀に御座候。右應接之始末取調候趣、書面之通御座候。尤出立以前左衛門尉土佐守え被ニ仰渡一候趣にては、當春最早蝦夷地見分之者出立も被ニ仰付一候頃合とは奉存候得共、前書カラフト一條不容易次第に付、此節見分之者不レ被ニ差遣、當壹ケ年も其儘被ニ成置候様にては、彼島は再び御國所有とは相成申間敷、殊に北地之荒海、旬季に寄、渡海も六ヶ敷可有之候間、旁いまだ見分之者出立不レ被ニ仰付一儀にも候はば、早々出立被ニ仰付一候様奉存候。依之度々之對話筆記七冊、論書控三冊、使節より御手前方え差

開國急要
の點感應
なきか

出候書面並度々私共差出候書面之内不ニ差向一分は、追て差上候積相除、緊要之分本書寫和解並差戻し候書面寫共十冊、奉使日本紀行書拔一冊相添、長崎奉行申談之上、此段申上候、以上

以上の始末書は、能く要領を得てゐる。されど露使の屢ば忠告したる日本の世界に於ける立場、即ち日本が極めて自衛力の薄弱にして、危殆の位置に立ち、此際に及んで速かに開國せずんば、其禍測る可らざるものある可しとの一點に就ては、左程の感應なきものの如く、何等適切に此の書中に言明してゐない。惟ふに筒井、川路等は、此の一點に就ては、左程自から醒覺しなかつたのであらう乎。或は醒覺しても、之を其の始末書に於て言明するを憚りたる爲めであらう乎。筒井、川路の徒にして、尙ほ且つ然りとせば、其他は推して知る可きのみ。

第二章 彼理の再渡來

【九】 彼理提督再び日本に向ふ

多事なる
安政元年

昨年彼理
の歸帆

琉球を策
源地とす

安政元年は、實に多事多故の年であつた。正月八日露艦長崎を去れば、正月十日彼理提督は、七艘の船艦を率ゐて、再び江戸灣の入口に入り來つた。抑も嘉永六年彼理來航の顛末は、既記の通りだ。(參照 彼理來航及其當時三一六七) 彼理は來春再訪を約して、嘉永六年六月十二日(太陽曆七月十七日)江戸灣を去り、六月二十日(七月二十五日)琉球那覇に到着した。

彼理提督は、琉球を以て、日本に對する米艦の策源地となしたらしきある。琉球其物には左程の重きを措かなかつたにせよ、對日本の上から、其の重要を認めたるたらしきある。彼は日本往訪中にも、サブブライ一隻を、琉球に残し置いた。寸時も油斷なき彼理は、到着するや否や、其の要求を琉球の官憲に提出

した。第一は石炭貯蔵庫に供する家屋提供の事。第二は米人に探偵を付けない事。第三は市場に於て物品の自由賣買の事であつた。而して七月二十八日（太陽曆、以下之に依ふ）午後二時那覇の公館に於て、攝政と會見し、其の響應に預つた。而して若し要求が明日の正午迄に容られざれば、二百の兵士を派して、首里の宮殿を占領す可しと宣言した。斯くて其の翌朝十時、提督の要求は悉く容られたとの報に接した。

香港に向ふ

八月一日朝の六時、艦隊出發前に、那覇の公館に於て、バザーが開かれた。石炭庫は、既に骨組丈は出來上つた。而して尙ほブリマウスを琉球に留め置きつつ、同日八時香港に向て去つた。

艦隊集合

艦隊は途中にて、豫て待ち詔びたる帆前船ヴァンダリアと出會した。而して艦隊は香港澳門の間の港灣に集合し、サツプライ、ポーハタンの二隻は、廣東にある米國商人保護の爲め差遣した。

急速日本

彼理は春にかけて日本を再訪する豫定であつた。然るに彼をして其の豫定を變

再訪の理由

更せしめ、急速に日本に向はしめたるは、露佛に先鞭を著せられんとを慮れたが爲めだ。彼理は澳門に碇泊したる佛國軍艦が突然影を隠したるを見て、江戸に向たであらうと猜した。而してプチャーチンが、四隻の露艦を率ゐて上海に著したるを見て、彼理はプチャーチンも亦た再び江戸に向ふであらうと猜した。斯くては折角の苦心も他に先せられては其證なしと認め、多大の不便を冒しても、自から先せんと欲し、只管將軍家への獻上品を搭載し來れる運送船レキシントンの來著を待ちかねたが、漸くそれも來著したから、愈よ一八五四年一月十四日、サスケハンナに坐乗し、琉球に向つた。五隻の艦隊中、蒸汽船は一月二十日、帆前船は二十四日に各那覇に入つた。而して其處にはマセドニアン、ヴァンダリア、サツプライの三隻が、先著してゐた。彼理は琉球に少時滞在して、それぞれ調査と準備とをなしたる後、二月七日彌よサスケハンナ、ポーハタン、ミシシッピーの蒸汽船三隻を率ゐて、那覇港を出發した。而して二月一日にはマセドニアン艦長アダムスは、ヴァンダリア、レキシントン、サ

琉球再訪

那覇出發

將軍計報
を知る

江戸灣直
航を命ず

ウザムプトンを率ゐて、二月一日に先發した。又たサブライは、提督出發の翌日上海に赴き、艦隊へ宛てたる荷物を積入れたる上、江戸灣に廻航す可く命じた。

彼理は那覇出發以前に、和蘭の印度總督から、將軍の計音に接してゐた。而してそれが爲めに、提督再訪の期を延さんとを、幕府から懇請したる旨を傳られてゐた。又た露國艦隊の或る將校から、ブチャーチンが長崎から江戸へ送つた書翰が、何等の要領ある返事に接しなかつたを聞いてゐた。併し彼は當初將軍の計音は、談判延期の口實ではないかと疑うた程であつた。而して縱令それが事實であるも、談判には何等の妨げなしと信じて、一切それには頓著なく、最初の目的に向て驀進した。(合衆國艦隊遠征記事)

彼理提督は那覇出發に際して、サラトガが上海から來る可きを豫期した。仍て針路を上海から來る可き方面に向け、港外に出るや果然サラトガに出會した。乃ち上海より積み來りたる日本官憲への進物三箱は、サスケハンナに移され、

艦長ウオルカーは、江戸灣へ直航す可く命せられた。

【10】 彼理の艦隊再び江戸灣に入る

米露兩使
態度の相違

彼理目的
貫通の覺悟

彼理提督は、露國使節ブチャーチンに比すれば、其の覺悟も其の態度も頗る趣を殊にした。露使は日本從來の法度に準據して、言論の上にて、日本人を説伏するにあつた。彼理提督は、當初から恫喝と威嚇とによりて、日本人を怖せしめ、萬一の際には——此れは當初からの希望ではなかつたが——武力に訴ふるも、敢て辭せざる覺悟であつた。

彼の目的は日本政府に向て、其の日本海岸に漂著したる米人を虐待したる事に就て、其の釋明を要するにあつた。而して合衆國政府は、今後斷じて之を容赦しないことを宣言するに在つた。少くとも米國船の爲めに、一兩港を開く

武力使用の事

琉球占領準備

可く努め、而して能ふ可んば正義、衡平の基礎に於て、條約を締結し、若し一般的东西の出來なかつたならば、せめて通商貿易の事だけでも實行す可きものを締結するに在つた。其の成否如何は、當初より頗る不定であつた。されど提督は斷々乎として、其の威力を以て之を貫徹せんとを期した。彼は日本政府より從來の米人虐待に就ての謝罪や、若しくは爾後の漂流人を好遇し、捕鯨船に必要な食料薪水等を供給せしむることは必ずしも難事ではなしと思惟した。此にて合衆國が遠征隊を派遣したる失敗を償ふに足ると信ぜられた。されど自餘の目的を達するとは、力に訴ふるにあらざるよりは、頗る疑問であつた。然も此れは日本政府から明らかさまに侮辱を與へ、若しくは不正を加へたる報復として、初めて行ふ可きものとして、當初から直ちに之を行はんとは期待してゐなかつた。

但だ提督は若し日本政府が、彼と協議するを否み、若しくは合衆國の商人若しくは捕鯨船に、港を開くを肯せざる際には、日本領土の一なる琉球をば、

彼理目的と手段の相違

江戸灣入口に進む

米船坐礁

合衆國の國旗の下に占領す可く準備した。

以上は彼の「合衆國艦隊遠征記事」中に特筆大書せられたる所にして、此の覺悟と決心とは、事毎に暴露せられ、それが自然に日本當局若しくは一般にも感應せられたものであらう。されば繰り返して云ふが、彼理來航の目的は、平和であつたが、其の手段は必ずしも平和でなかつた。然も手段が平和でなかつた爲めに、目的の平和であつたことを忘る可らず。而して目的の平和であつた爲めに、手段が必ずしも平和であつたと速了す可らず。

却説も彼理の艦隊は、二月十一日（正月十四日）江戸灣の入口に進んだ。當日は風浪の爲めに、其夜を大島の風陰に避けた。翌十二日風波稍々静まり、富士山の白雪は、巍然として聳えた。提督の船は陸地に近くに際して、軍艦の碇泊したるを見付けた。それは先發のマセドニアンと、ヴァンダリアにて、前者の信號にて、後者の坐礁を知らせた。坐礁したのは、三浦半島の長井村沖龜木なる磯根だ。而して提督の艦隊によりて、無事に引き卸した。當初其の坐礁に付て

は、日本官憲が、江戸灣内の米船碇泊地（小柴沖）にあるサウザムプトンに其旨を通知したるのみならず、その救助にもそれ／＼盡力したことは、「遠征記事」中にも特記してある。

江戸灣に入る

斯くて二月十三日（正月十六日）レキシントン、ヴァンダリアの二艦を先頭に、マセドニアンはサスケハンナに曳かれ、ミシシッピー、ポーハタン、威勢堂々、舳舳相銜んで江戸灣に向つた。やがて浦賀の前に差懸るや、小旗を建てたる無数の警護船が、檢分の爲めにやつて來た。艦隊は看す／＼之を拂ひ除けながら、針路を變せず、速力を緩めず、眞直に目的の碇泊地を指して募進した。而して後に残されたる警護船は、大急ぎに漕ぎつ、追ひ來つた。斯くて其日の午後三時に亞米利加碇泊地と稱する小柴沖に到着した。此處は浦賀から十二哩、江戸から二十哩、而して先著のサウザムプトンを合せ、三隻の蒸汽船、四隻の帆船は、何れも此處に集合した。

小柴沖に泊る

米政府彼理の琉球占領を憚ばず

彼理新内閣の優柔な罵る

ペルリは第一回來航後、其の艦隊の一部分を留めて、江戸灣内の測量を繼續せしめ、己は支那海岸に引揚げたり。其の後、一八五三年十一月に至り、日本政府は和蘭陀のバタヴィヤ總督を経て將軍の薨去を報じ、之を口實として、談判の延期を申込みたるも、ペルリは之に應ぜず。一八五四年二月、再び來航せんとするに當り、途中琉球より一月廿五日付を以て、ピアース大統領内閣の優柔不斷を罵倒する書簡を本國に發したり。此の書簡が華盛頓に達したるは、西曆の五月の頃なれども、此の以前より、ペルリが再び日本に赴きて、最後の談判を爲さんとすることは、世界に知れ渡り、合衆國國民は、大なる興味を感じたるに因り、ピアース大統領の政府も、今に及んで之を否認すること能はず。宛も其の方寸より出でたることの如く裝ひて、事の成行に任したり。而してペルリ一月二十五日の書簡の著したるときは未だ第二回來航の結果に關する報知を得ず。當時、合衆國は、遠隔にして保持し難き東洋の一島が、國是に反して、或は已にペルリの手に因り、其の版圖に入りたるも知り難き切迫の場合にして、事體容易ならざりしかば、海軍卿ドッピンは、五月三十日付を以て、急遽返答を發したり。其の文に曰、一八五四年一月二十五日付、大琉球那霸港發貴簡、第三十九號、正に接手致候。：：若、日本政府が協商を拒むか、又は我が商船及捕鯨船に碇泊港を與ふることを拒む場合には、米國人に蒙らしめたる侮辱及損害の報償を理由として、大琉球の一島を占有すべしとの貴官の建言は、最も迷惑の事に有之候。此の問題は、之を大統領に提出致候處、大統領は、其の建言を爲すに至りたる愛國的心情を多とせらるゝと共に、特に目下存在するより以上の緊要なる理

米海軍卿書簡

第二章 一〇 彼理の艦隊再び江戸灣に入る

由あるに非ざれば、議會の承認なくして、遠隔地に於て一島を占有し、之を保持することは不養成に有レ之候。又若、將來抵抗の起リたる場合に於て、一度占領したる島を拋棄するは寧ろ屈辱たるべく、且、之を保持するが爲、其の地に軍隊を駐屯せしむることは、却て不便、且多額の經費を要し可レ申候。貴官の建言せられたる便宜策に訴ふるの場合、多分起らざるべく、又貴官の熟練・慎思・及良判断は、以て能く過激手段に依らずして、日本の慶味なる頑陋を打破し得べしとの期望を待み、貴官の建言せられたる如き島地占領の舉に出でざることを得策と存候。(開國大勢史)

【二】米艦再渡來に付き當局の應急措置

當局周章
狼狽

彼理の再訪は固より我に於ても、期待した所であつた。但だ成る可くは來て貰ひたくなく、左なくば成る可く緩々と來て貰ひたかつたのだ。其の新年早々の入來には、上下を擧げて、何れも當惑し、周章し、狼狽した。

今十一日之由、刻限不知、相州浦賀表えアメリカ船六艘渡來いたし候に付、營中御祝儀御亂れにて、俄に伊澤美作守様多分今晩中彼地へ御出立に可相成一よし、右に付今日諸侯え御祝之御吸物も出不申、御内々大騒之由、唯今承り込候間、不取敢一密々申上候、以上。

正月十一日(安政元年)

(幕末外國關係文書)

江戸町名
主心得方

此れは當時江戸小網町の名主が、町奉行への上申書だ。其の千代田城中の騒ぎ方以て知る可しだ。尙ほ幕府は、正月十五日付を以て、左の如く江戸町名主共へ、其の心得方を達してゐる。

此節浦賀表え異國船渡來致候に付、夫々御固被ニ仰付、武家人數場所え罷越候に付ては、風説等も可有レ之候得共、右は爲ニ御固一被ニ差遣一候迄之義、異國船之儀は、願筋有レ之渡來致候義に候條、去丑(嘉永六年)十二月町觸之通、町々之もの共、騒立候義無レ之様精々世話致候様可レ致候。

第二章 一 米艦再渡來に付き當局の應急措置

物價錢相場觸

一 異國船内海へ乗入候共、今般火消役、御役屋敷にて、早半鐘打候義は無レ之候間、町々にても半鐘打候義は、決して致間敷、此上町火消共御用有レ之節は、其方共え申渡候間、早拍子木を以町々え打繼、出火に出候節之通、消防道具を持、早々可驅付候。と申渡し、又同日諸物價、錢相場に付ては、左の觸を出した。異國船渡來に付、諸物之價、俄に引上候様之儀有レ之候ては、以之外に付、成丈下直に賣捌、且右に付ては、諸家人數出張、其外別て武家物入多之時節に候間、成丈錢相場引下候様可致候。

人心鎮靜觸

而して又同日付を以て、此度亞墨利加船浦賀表え渡來いたし候得共、穩之趣にも有レ之候間、諸向動搖不致、火之元等別て入念候様、向々え可被達候事。

當局注意

との町觸を發した。如上の諸達を見れば、如何にも幕府が人心を鎮定し、平靜の現狀を維持するに、周到なる注意を拂うたるとが知らるゝが、然も其の反面

側衆宛老中報告書

には如何に人心が動搖したるかを察するに餘りありだ。尙ほ同日老中から、將軍家定の側衆へ當て、の報告書は左の通りだ。

先刻申聞候、アメリカ船一艘、小柴沖に碇泊致し候に付、組與力近藤良次、佐々倉桐太郎並通詞共乗組相尋候處、アメリカ、ワシントン仕立、都合十艘内三艘は蒸汽船にて、去十月本國出帆唐國に罷在、同處十二月十六日出帆、今日著之旨。右に付御國法申渡、引戻可申旨掛合候得共、將官之船渡來迄は、當地に罷在候趣。尤小船等乗廻しは決して不仕、御國法は相守候段申出、乗込人數も少く、大砲貳挺据有レ之船中一同穩に有レ之候。按するに此れは先著のサウザムフトン。外一艘は鎌倉長井村龜木と申磯根え乗當候に付、組之者差遣し手當方取計。按するに此れはマセドニアン。番船其外等之儀は、掃部頭(當時守備の任に當りたる井伊直弼)方え申談、夫々手當仕候。外貳艘は、未城ヶ島より乗入不申候。外船も明十五日一同渡來可仕趣、申聞候由、戸田伊豆守、伊澤美作守申聞候。此段可被

入ニ御聽一候以上。

正月十五日

松平和泉守

奉行組
内取締觸

渡邊能登守様
 尙ほ同日付にて、町奉行から、奉行組與力へ、組内取締に付き、
 異國船内海へ乗入候節、市中之もの動搖不致様、町觸にも相成、其上取鎮
 として、兩組(南組、北組)より出役いたし、候場合之處、若兩組與力同心家族共、
 猥に強立、周章立退候様之儀有之、御役組に不似合之體、他向之嘲を
 受候ては、以之外に付、假令異國船内海へ乗入、萬々一及ニ亂妨一候共、
 我勝に立退不申、若火事にも相成、難通場合に至り候はゞ、見計、都て之家
 族共爲ニ立退一候心得にて、組屋敷不取離、不絶見廻、町人共より先立
 不立退一様相制、程合勘辨及ニ差配、火之元等厚く心付可被申候。尤年
 寄同心五人えも同様申渡候間、可被ニ申談一候。

人心依然
恟々

と達してゐる。既に前年六月初度の到來にて、幕府も一通りの經驗があつたか
 ら、其の人心鎮定、市内取締等に就ては、遺算なからんとを努めたものであら
 う。されど各種の文書を湊合して考察すれば、如何に當時の人心が恟々であつ
 たかと思ひやらるゝ。

一月十五日村方取締觸

一去夏浦賀表江亞墨利加船渡來以後、領分知行江過分之人馬觸當置面々も有之哉に相聞候。畢竟
 防禦守備之ため、用意申付候儀に可有之候得共、左候而者、渡來之節、一時に在方人少に相成、
 取締不レ宜、自然惡黨共立廻り、村々難儀致し候様可ニ相成一間、勘辨致し、村方不相應之人馬呼寄
 候儀不レ致、右鉢之節者、村方取締之儀、別而嚴重可被ニ申付一候。
 右之通關八州之領分知行有之面々江可被ニ相觸一候。(續徳川實記)

【二】 會見場所の相談

日本官吏の米艦訪問

彼理提督の率ゐたる艦隊が、未だ錨を小柴沖に下さぬ中に、蚤くも二艘の警護船は、サスケハンナ艦の舷側に漕寄せ來つた。船中の日本官吏は直ちに上艦を求めたが、彼理提督は、宛も旗艦を、サスケハンナから、ポーハタンに移さんとする場合であり、且つ自身には、日本下級の官吏と面會せぬ方針であつたから、之を許さず。然も彼理は參謀長アダムスをして、彼等をポーハタンに來る可く命じた。而して彼理は日本人から其の申立を一通り悉く聞取り、然も大切の事は、一切彼等に語らず、又た何事も約束するなからんことを命じた。日本の官吏は黒川嘉兵衛と、前回の通詞二人、外に灰色の服装をしたる三人の役人、都合六人であつた。後の三人は、目付と稱する名の通りに、云はゞ一種の間諜、探偵であつた。彼是の問答の後、日本官吏は改めて、浦賀には將軍から任命せられたる高官の談判委員が、提督を待受けてゐるから、艦隊を率ゐて、

日本官吏の申出拒絶

日本官吏の米艦再訪

浦賀に還つて貰ひたいと言出した。アダムスは之を拒絶し、現在碇泊地の對岸ならば兎も角も、若し日本が之に應せなければ、提督は直ちに艦隊を率ゐて、江戸灣の奥に入り、必要の場合には直接に江戸に赴く可しと言ひ放つた。彼等は亞米利加人の決然たる態度を見て取るや、茶菓などを喫しつゝ、面白く世間話などをして、相變らず、愛好く丁寧に挨拶して還つた。(合衆國艦隊遠征記事)

翌十四日(正月十七日)日本官吏は又ポーハタン艦に來た。アダムスは提督の命を受けて、前日の如く接待した。彼等は將軍の友好的態度を繰り返し、數日の中には、日本高級官吏が提督と應對するであらうと付け加へた。何處でと問うたら鎌倉でと答へた。昨日は浦賀と云ひつゝ、今日は何故に斯く變更したかと詰問したれば、飽迄する事慣れたる日本官吏は、平氣な顔にて落付き拂ひつゝ、提督が不服を慮り豫じめ二箇所を選定してゐたからだと答へた。此には何か日本人側に深き魂膽があらんと疑念から、全然それを拒絶し、且つ鎌倉も、浦賀も江戸より遠く、且つ碇泊に不便であれば、他の場所を選定せんこと

會見所に
懸關する米に
意向

を、提督の意を忖度してアダムスは答へた。彼等はアダムスに、兎に角浦賀を
で來つて、日本高官と會見の場所を相談して貰ひたいと申込んだ。アダムスは
其傍に居た提督の秘書官をサスケハンナ艦に遣し、其意を聞かしたるに、
提督は附近の海岸にて、アダムスが日本高官と會見の場所を相談するは差支
ないが、然も其の場所は、現碇泊所より遠からぬ地點と云ふことを條件とし

双方押問
答

此旨をポートマン——米艦に在る和蘭語の通譯——が和蘭語もて、達之助(堀)
に告げた。達之助は之を上官に傳へた。然るに日本官吏等は、又たしても反
對説を唱へ、浦賀説を主張した。斯くては何時迄も果しなれば、アダムスは
何故に現在の碇泊地——小柴沖——附近にて會見が出来ぬか其の理由を、一々
書付にして貰ひたい。左すれば此方から挨拶するからと切り出した。彼等はそ
れに同意し、二番通詞得十郎(立石)は暫らく上官と相談の上、和蘭語にて、
大統領の書翰は、浦賀在の久里濱にて受取つたのに、何故に其の返答を、其處

會見所未
決定

にて受取らぬかと書いて見せた。アダムスは、提督の意を慮ればなりと答へ
た。日本官吏は幾回も繰り返した。いづれ高官が提督と此事を協議す可く來る
であらう。されどそれは數日の後であらうと。然らば其の高官は來艦せらる可
きかと云へば、それは不可能だと答へた。アダムスは凡そ一般的政務は、首都
にて取扱ふ可きものなれば、提督は江戸に赴くであらうと仄した。日本官吏
は江戸では御身等と應接は出来ないと言ひ切つた。
斯くて彼等は艦隊から上陸せぬ様、港灣を測量せぬ様にとの註文をなし、遠慮
なく酒や、茶や、菓子等の馳走を受け、何れ會見の場所は、六七日の後ならで
は決定すまじと云ひつゝ、去つた。(同上)

【二三】 相談一步を進む

會見場所
決定の困難

日本官吏
の彼理病
氣見舞

會見所に
關する彼
理書付

會見場所の問題は、随分面倒であつた。一方では是非とも浦賀に於てす可しと云ひ、他方に於ては是非とも浦賀では困ると云ひ、雙方の希望を一致するにはなか／＼容易の業ではなかつた。今ま米國側の記録に就て、其の要領を摘記せんに、二月十五日（正月十八日）日本官吏は、又しても彼理提督の病を見舞ふとて、ポーハタンに入り來つた。而して何にても軍艦に入用の品は、此方から持參す可しと申し込んだ。爾來毎日見舞に來た。或時には菓子折などを携へて來た。十八日（正月二十一日）には高官が浦賀に著したから、同處にて提督と會見したいと申し込んだ。アダムスは、提督の意を承けて、提督は決して行かぬと答へ、左の如き提督の書付を渡した。

- 一 世界各國の慣例に従ひ、江戸に於て應對ありたし。
 - 一 艦隊は浦賀碇泊所に歸泊する事、並に當處に長く碇泊することは出來な
 - す。更に安全なる碇泊所を求む可く、江戸近く進む可し。
- 若し相當の官吏を指命し、アダムス參謀長と、現碇泊所附近の海岸に於て、

會見せしめ、提督との會見の時日、場所等を協定する意向あらば、來火曜日二月廿一日正午迄、其旨通知ありたし。

- 一 若し日本委員の所望ならば、提督は喜んで蒸氣船一隻を、浦賀から會見所までの送迎に供す可し。

一 アダムス參謀長との會見委員は、相當の信任狀を携帶せられたし。並に會見所への案内者一人を遣はされたし。

再訪延期
請求書の

日本官吏
の浦賀會
見主張

日本官吏は右の書付を携へて還つたが、彼等は去るに臨み日本政府から昨年長崎の和蘭人を介して送つた書翰を受つたかと尋ねた。アダムスは、それは自分の答ふる限りでないと言へた。（按ずるに此れは將軍の喪に付き、再訪を延期せられたしとの意味の書翰。）

十九日には、日曜にも拘らず、日本役人は、野菜、密柑、鶏卵、其他種々の菓子を携へ提督の病狀を見舞うた。依て昨日渡した提督の書付を、高官に差出したかと思ひたら、高官は浦賀に於て、其事を協定したしとの希望だと答へ

未使抗辯

た。アダムスはそれは斷じて不可であると云うたが、日本官吏は、浦賀は將軍の命にて指定せられたからとて抗辯した。

アダムスは若し昨日の書付通りに、火曜日二十一日の正午までに、現碇泊所の附近の地點に於て、日本高官と會見せんとする提督の要求に對して、程善き挨拶なき限りは、提督には別に覺悟があると明白に言ひ放つた。されど彼等は浦賀は將軍の命令であると繰り返した。

アダムス
浦賀上陸
の約

二十日には日本官吏は、牡蠣の贈物と、提督に宛たる談判委員の短き公文書とを携へ來つた。それには浦賀、鎌倉何れにてか合衆國の使節と會見したい、將軍から斯く命令があると云ふ事が書いてあつた。提督は浦賀には還らない、大統領の親翰に對する將軍の挨拶は、江戸にて受取る可き訓令を帯び來つたと云ふ返書を渡した。其時アダムスは、自分が明日浦賀に赴き、直接高官に向て、只今渡した提督返書の意味を説明する積りだと言うたら、日本官吏は、若し大勢の軍兵が、一時に上陸するではあるまいかと心配相であつたが、たゞ二三の

士官のみと聞いて、安心した様子で、明日は船や其他の準備をなす可しと口約して去つた。

アダムス
發進

二十一日日本官吏は、小舟にて、浦賀上陸地案内の爲め、ボーハタンに來た。アダムスは提督の書付を携へ、ヴァンダリアにて、案内者を伴ひ發進した。提督の書付は、大要左の意味のものである。

彼理提督
書付

浦賀は碇泊地として不便且つ不安だ。故に提督は其處に赴くことは出來ない。提督は寧ろ灣内に進んで、好都合の碇泊所を求めんことを必要とする。提督は江戸に赴く可しとの訓令を承り來りつゝあれば、成る可く江戸に接近したる場所を要望する。然らば雙方の交通にも便利であり、且つ將軍への献上品の措置にも、好都合であらう。元來和親の使命を帯びたる提督なれば、歐洲米國各國の慣例通りに、中央政府の所在地にて、應接せらる可きものと信ずる。蒸氣船が、江戸の附近に抵り、都合よき繫留所を得たらんには、提督は政府の高官達に蒸氣船の器械の運轉等を觀覽に供す可し。

大波起り
入港不能

當日早朝には海は穏かであつたが、やがて荒れ出し、大波が南西から又た眞向からヴァンダリアに打ちかけたから、浦賀に入港が出来ず、餘儀なく提督が共
和 岬と稱する岬の下に錨を卸して、翌二十二日迄待明した。

【一四】黒川嘉兵衛アダムスとの問答

アダムス
上陸

二月二十二日（正月二十五日）當日はワシントン誕生日にて、ヴァンダリアも、祝砲を發つた。終つてアダムスは、士官従者を連れて浦賀に上陸した。其所には日本の役人が多く待ち受けてゐた。最近建てたる假屋に一行を案内した。間口八間、奥行六間ばかりの廣間に導いた。廣間は柔い立派な織物を敷詰め、壁から五六尺離して、高い背の付きたる椅子に、毛織らしき赤き被布を掛けたのを、兩側に二列に並べ、其前に縮緬を掛けたる卓子を、一脚据ゑてゐた。

此れが應接所の光景として、米國側の記事である。尙ほ日本側の所記によれば、

甲寅正月廿五日

今朝五ツ頃（午前八時）より 林大學頭始其外役々館浦應接所へ相詰、同四ツ時頃（午前十時）軍艦一隻浦賀へ入港、無程惣人數十六人上陸、使節ベルリは病氣之由にて、今度は未一度も面會不致、參將アダムス以下、應接所へ相越。伊澤美作守。鶴殿民部少輔、松崎滿太郎出座。一應會釋畢て

アダムス漢文之名刺差出

大學頭始役々よりも、役名附之名刺を、同人へ相渡。

大學頭初面會之應接一通りにて直に退座、應接掛り浦賀與力組頭黒川嘉兵衛并通詞相残り應接左之通り。

嘉兵衛

伊澤美作
守等會見

内海乗入
詰問

近世日本國民史

六六

當地は内海口之海關に付、内國之船にても無斷通航を許さざる規則に有之。然るに此度渡來候、貴國之船艦、當關へ一應之引合も無之、直に内海へ乗入、恣に繫船致し候は、國禁に觸候に付、何れにも當港へ乗戻し相成度候。

アダムス
抗辯

アードムス
隔遠之地に滯泊致し候ては、萬事の掛引も不便利に付、少しも江戸近に乘入候へば、雙方之引合も速に往復相辨候。根元遠路之海上を、遙々能越、一日にても空しく日を送り候は、難澁に付、御返答之次第に依て、一刻も早く退帆致し度、若日間多日相係り候は、直に江戸表へ罷越、右之趣申上度心得に付、江戸近くに乘入候。

都城乗入
立の舊例申入

アードムス

如斯數千里之波濤を凌ぎ渡來候儀は、素より容易之事にも無之候間、於本國も往昔より之記録をも夫々取調候處、王城之地に罷越候儀は、確と書留有之、決て此度初て之事には無之、則舊例に據て、取計候儀に付、御調典を犯候譯には無之候。

嘉兵衛

其方には如何様之記録有之哉、不ニ相心得候へ共、於當方一決て左様之舊例無之、夫は傳聞之誤にて、世界萬國之人を延候儀には有之間敷、琉球、朝鮮は、往古よりの因み有之、阿蘭陀人之儀は、忠節之義も有之を以て、于今王城へ罷越候へ共、其他之外國人を、王城に延候例は無之候。

アードムス

其御挨拶は、甚以難ニ心得一事に候。既に家康公、秀忠公駿府に被爲在候砌、(秀忠駿府にありし事なし)本國(英國の事か)之使節、兩度迄被召出、御目見

家康時代
の舊例

第二章 一四 黒川嘉兵衛アダムスとの問答

六七

仕候に相違無之候へば、其儀は御舊記御取調相成候は、判然可仕、右之譯に付、江戸表へ乗入候共、聊差支は無之と相心得候。

嘉兵衛

素より數日徒に月日を費させ候様之儀は、且以無之、少も速に談判相整候積之取計に有之、其應接之場所は、鎌倉邊歟、或は久里濱等にて面會に及度候。

黒川尙録
倉久里濱
主張

アーダムス 此時漢文之書簡を取出し、嘉兵衛へ相渡、(其の意味は既記の通りだ。

参照 一三) 嘉兵衛受ニ取之。

アーダムス

いづれにも、江戸の役官に於て面談不致候ては、速に埒明兼候。

嘉兵衛

勿論此方に於ても、一日も早く埒明候様、致し度候故、江戸表より重役之面々出張致し居候へ共、使節病氣之由にて、上陸無之に付、不得止空

敷時日に移候に至り候。只今も及ニ示談候通、鎌倉邊歟、久里濱邊にて、面會に決候は、速に相運可然存候。

此時アーダムス懷中より日本板行之江戸近海繪圖を出し相示。

アーダムス

江戸府に於て之御面會是非御迷惑に候成候儀に相成度(此處文義通せず、誤脱ある可し)左様候は、使節へは程能執成可申候。

右之外一切取合不申、無二是非今日之對話は是迄に相止候。此時茶菓並酒一巡香橙を肴として差出候。

右相濟

今八ツ時頃、(午後二時)亞墨利加人一同退去。

問答手間

當日の問答は、アーダムスの英語を、ポートマンが和蘭語に譯し、又た日本の方でも、黒川の日本語を、日本の蘭語通詞が蘭譯したれば、其の問答は随分手間取りたるものであつた。尚ほ米國側の記事には會見所の兩側には、八尺位の

高さにて、木綿の幕を張り廻したれば一切外を見ることが出来なかつた。然し遙か遠くの丘の上には、日本の老若男女が珍しさに見物してゐたと書いてある。

浦賀會見

安政元年正月廿五日、五ツ時より、大學頭其外役々、前日之如く館浦應接所へ相詰候處、四ツ時頃軍船壹艘浦賀江入港仕、無レ程アーダムス其外十四人上陸仕候。伊澤美作守、鶴殿民部少輔、松崎滿太郎船出對面致し候。

アーダムスより洋文に而名札差出す。此よりも役々名札役名付にて、同人江相渡遣す。(此時美作守扇子を疊み候處、餘程響き候得者、異人共大に驚き顔色を變じ、夫々目配り致し、腰に佩候小砲に手を掛け、覺悟之體に御座候處、美作守徐々と眼鏡を取出し、名札を一々熟覽致し候體、如何にも落付居候に付異人も安心之様子に相成候而、アーダムスより漢文一通持出申(此漢文は別に認置候)漢文之意味に者取合不レ申、何れ使節上陸に而面詰に候得者、大學頭、對馬守より委曲對談に及可レ申旨答置候(茶菓并酒一巡、クネンボを肴として出仕候事)八時頃異人退去仕候。(此日亞國之開祖和盛頓誕生日を祝候事にて、前日より相斷置、祝砲連發有レ之候事)。(通航一覽續輯)

第二章 彼理の威嚇主義と幕閣の穩便主義

〔一五〕 米艦隊の示威運動

米艦隊
江戸接近

彼理提督は、アーダムスの浦賀談判には、とても望を措かず、此上は威嚇手段もて、其の目的を果すの外なしと諦め、艦隊を江戸灣内に進め、帆柱の上からは、江戸が見える所まで深入した。其の距離の接近したるは、夜中には江戸の半鐘が聞える程であつた。艦隊は、何時も測量船を先に立て、而して後進んだ。

黒川米船
に赴く

却説もアーダムスの乗りつゝあるヴァンダリアは、浦賀港外に碇泊しつゝあつたから、浦賀與力組頭黒川嘉兵衛は、正月二十六日(二月二十三日)同船に赴き、左の如く談判した。

嘉兵衛

昨日も及三示談一候通、江戸近傍にて之應接は、所詮難ニ相整、左候へば彌

又應接所
談判

徒に時日を費させ候譯に相當り候に付、既に當所（浦賀）に應接所取設に相成、昨日此場所も一覽被レ致候事故、使節浦賀へ相越、對話相成候方便に可有レ之と存候間、其心得にて、使節へ談合有レ之度候。

米使依然
浦賀應接
所拒否

アーダムス
應接所之儀は、既に昨日も申述候通（參照 一四）江戸表にて之應接差支候はゞ、品川、川崎邊に應接所取設相成度、假令當表へ使節相越候共、何分昨日一覽之場所にては手狭にて、使節上陸致し難く候。

嘉兵衛

對談致し候には、何も格別手廣に無レ之候共、差支候儀は有レ之間敷候處、右様被レ申候は、如何之譯に候哉。

アーダムス

兼て本國より貢獻物も持參致し居候間、應接之様子により、獻上も致し度、其爲にも館浦昨日一覽之場所にては、貢獻物陳列出來兼候間差支申候。

併猶又使節へも可ニ申聞一候へ共、何れにも右様手狭にては、使節も承知可レ致様無レ之候。

嘉兵衛

左候へば、昨年之場所久里濱にも致し候へば宜敷候哉。

アーダムス

久里濱も地勢不レ宜、何れ江戸へ參り可レ申心得に有レ之候へ共、金澤又は神奈川邊に宜敷場所も見受候。其邊ならば宜候哉。

嘉兵衛

其儀に候はゞ先長官へ可ニ申聞一候。

同時にアーダムスは、前回専ら應接に勤めたる浦賀奉行支配組與力香山榮左衛門當の一書を差越した。

米使香山
贈一書を
贈る

金澤神奈
川邊主張

總督の眞實の願の如く、速に兩國信義を結び、且利益を相計り候儀に可有レ之候得共、對談所の儀に付、少々差支候儀御座候を、速に取除度

希候

と云ふのが、書中の重なる意義であつた。尙は米國艦隊の消息は左の通りである。

米船神奈川沖投錨

甲寅正月廿七日(二月二十四日)今四ツ時過、(午前十時過)杉田小柴之沖合に繫泊之亞墨利加船之内一艘は、一昨廿五日朝浦賀へ至り、殘六艘は俄に拔錨、神奈川生麥之沖合に乘入、海底測量之舩に相見其儘神奈川沖に投錨す。

一 右之趣 即刻江戸表へ注進す。

とある。而して、

黒川更に浦賀會見主張

一 館浦へ一昨日以來滯泊之アーダムス乗船(ヴァンダリア)へ黒川嘉兵衛猶又相越、同人と應接左之通。

嘉兵衛

昨日被申候儀、長官へ申聞候處、兎も角も浦賀は番所も建置候場所、殊に應接所も出來居候儀に付、貢獻物等は如何様とも可ニ相成候間、是非

米使不承

浦賀へ乘戻り應接有レ之候様、使節へ示談有レ之度候。

アーダムス

左様に候へば、最早此上は御談合も無レ之、船々江戸へ乗り込候て、談判に及候外無レ之候。

右に付種々言を盡し及ニ談判候へ共、一向に取合不申、是迄にて引取。

とあれば、黒川は、随分アダムスを口説いたものであらう。尙ほ日本側の記事によれば、

アダムス亦神奈川沖に至る

一 右嘉兵衛と之應接相濟、以後アーダムス乗船拔錨、直に内海の方へ出船、神奈川沖へ至る。

江戸城中混雑

一 右之通、追々船數加り候に付、再注進江戸表へ發す。
一 今夕七半時(午後五時)右注進到着、俄に御城中殊之外混雑海岸掛之役々登城、先形勢探索として、御使番二人乗切にて神奈川表へ出張、御老若方へも(老中、若年寄)再御登城之筈に相成居候處、亞米利加船平穩之再注進

に依て、御老若方、御登城無之、今夜四時(午後十時)過海岸掛一同退散とある。されば其の艦隊深入が、如何に多大の衝動を江戸の上下に與へたかは、想像するに餘りありと云ふ可しだ。

【一六】穩便第一と威嚇手段

幕府の無抵抗主義

幕府當局は當初から穩便第一主義であつた。表向では防禦とか、何とか八ヶ間敷離し立たたが、其實は一切無抵抗主義とも云ふ可き程であつた。『昨夢紀事』に曰く、正月十六日(安政元年)今日となりては、異船追々浦賀以内へ乗入るべき趣なれど、事立べき様にも聞えず、世の中も去歲に變り穩なる故、當時の廟議は如何なるにやと、密に大道寺七右衛門を、奥御右筆の黒澤正助殿へ被遣、

米艦程かならず

談判委員穩便上申書

御内調ありしに、此度は兎も角も、精々穩便に、御取計らひあつて、戦鬪には及ばざる様の御廟算なるよし。夫故諸家の御人數も出されて濟べきにもあらんか。されど此事は極内評にて、表立御人數被指出一事は、御登城の上、御達あるべき歟。又は閣老衆の御宅へ御呼出にて、御達しあるべきか、兩様の内なるべし。異船も昨年と違ひ、甚穩なる由を物語れり。此れは越前家なる松平慶永の親臣中根鞆負の記したる所にして、此にて幕府當局の方針が察せらるる。然も彼理は、必らずしも期待通りに穩ではなかつた。而して之に就て、談判委員等は、左の上申書を、老中に提出した。亞美利幹船一艘(ヴァンダリア)、一昨廿五日浦賀表え乗戻し、此節應接中に御座候處、昨廿六日バツテイラ一艘本牧より内海え乗入、測量もいたし候よし。且又今廿七日蒸氣船一艘本牧鼻まで相進、外船も追々同所え離寄候様注進御坐候。且松平相模守より、異人小船にて上陸狼藉等いたし候節、弱捕可申哉之旨相伺候處、伺之通被仰渡候由、右は應接中にて、聊

殺氣無之證據の爲、本牧鼻海中へ白旗建置候義故、右え對し、萬一當方より手出仕候得ば、忽戦争と相成、應接も水之泡と相成可申、異人ども無名の戦は仕かね、畢竟は武威を以て、諸願相立可申と見込候義ゆへ、右に拘合不申、柔順に御國威を不レ失様應接可仕と奉存候事ゆへ、彌々本牧内手え乗入候共、先づ私方え爲ニ御任被レ置候様仕度、此段申上候以上。

正月廿七日

林 大學頭
井 戸 對 馬 守
戸 田 伊 豆 守
伊 澤 美 作 守
鶉 殿 民 部 少 輔
松 崎 滿 太 郎

柔順折衝
第一義

此の如く「柔順に御國威を不レ失様應接可仕」とは、折衝の第一義であつた。

林大學頭
の臆病

尙ほ「昨夢紀事」には、林大學頭に就て、左の如く語りてゐる。此頃の風説にては、異船平穩にはあれど、彼が申出たる事は、退引ならで、應接場所の事も、彼是と難題申出て、決しがたく、漸く二十五日に至り、浦賀の屋形浦にて、初度の應接ありて、饗應の御料理を下されたりとぞ。(参照 一四) 此節の應接掛り全權は、林大學頭殿、井戸對馬守殿にて、伊澤美作守殿、鶉殿民部少輔殿等も被ニ差加へたり。林祭酒は、應接以前には、高の知れたる夷狄の輩、何程の事あらんと蔑視廣言せられしが、初度の應接後は、俄に臆病神立添て、彼がいふ處甚理あり。申に任せずしては、御大事に及ぶべし。東照宮再生し給ふともお任せの外はあるまじとて、周章狼狽せられたれば、大事を誤られたるのみならず、大に世の非難をも請られたり。使節は兎角して、江戸へ参りて執政衆へ對談せずしては事就りがたきは、各國通例なる由を申立、又此方にては一步たりとも遠き處にて事を濟せんとの商議にて、事の外に指纏れたれども、遂に横濱の海邊に假屋を設て、此後の應接あるべきに事定まれりと聞えたり。

第三章 一六 禮便第一と威嚇手段

米船大森
沖乗入

とある。其の當否は姑らく措き、斯る評判のあつたことは、間違ひなからう。
正月二十八日、巳之上刻(午前十時)比、バツテラ船七艘、各十四五人程づ、
乗組、大森沖邊乗入測量いたし、追々品川邊へも乗入べき様子のよし。川口
御番所より注進に付、同夕方溜詰衆不殘、水戸老公にも即刻御登城相成
候様御達あつて、營中以外の外騒動せりとぞ。
此の如く彼理の威嚇手段は、着々其の思ふ壺に嵌つて來た。

【一七】威嚇手段の奏功

彼理一步
すも借せ

彼理は決して一步も、日本官吏の所陳に向て、假借しなかつた。彼は高く自ら
標置して、尋常の官吏と接見するを拒んだ。然も此れは決して偶然ではなかつ
た。彼自ら深く考慮する所ありて、此の如く振舞うた。彼は自ら左の如き意味

右の理由

を記してゐる。

若し予が最初に占めたる地步から、聊かにも譲りたらんには、日本人は乍
ち勝利を得たと思ふであらうと確信した。而して此の一例によりて爾後大切
なる談判に於ても、苟も根氣強く踏み怱へさへすれば、予をして譲歩せし
む可しと思ふであらうと確信した。此を以て予は寧ろ頑強にして妥協の出
來ない性格の漢として、日本官吏に受取らる可く、萬障を排して、彼等の陳
情を斥くるを以て、尤も適當の政策であると認めた。斯く彼等に印象を興
ふるとは、幾許か前途の協商に、妨害を興ふるであらう。されど結局は此れ
が得策であるに相違ない。此の利發にして巧詐なる人民 (Sagacious and de-
ceitful people) と交渉するには、予は前回に於ける自己の經驗によりて、得
る所あるを覺ゆ。而してその經驗によれば、此の形式に囚れたる國民に處す
るには、全く形式を排除する乎、或は最も氣取りて儀式張りたる振舞をなす
乎。二者其一を擇まねばならぬ。予は實に此の兩極端を、時と場合とによ

形式國民
處理二法

傲慢の理

貫主義一

應接使神奈川出張

りて用ひた儀式的の時には、最も飾り立て、堂々と推し出した。又た其の用ふ可らざる場合には、一切之を排除した。而して如何なる場合に於ても、如何に相手の日本官吏が、高官貴爵の身分の者たりとも、飽迄對等にして、聊かにも相手方の優越を認めなかつた。予は掛引の上から、又た自己の重要なる位置を、彼等に標識せしめん爲め日本の王公以外、自餘の官吏とは一切交渉しない見識を示した。

予が斯く振舞ふは、餘りに傲慢であると非難する者もあらう。然もこれは熟圖したる上にて決したる政策を踐行したるものにして、洵とにそれが善く運んで來た。〔合衆國艦隊遠征記事〕

此れは決して浦賀へは還らないと云ふ、彼の言前に就ての辯護であるが、徹頭徹尾彼理提督は、此の主義にて立て通した。而してそれが日本の上下に、多大の印象を與へたことは、固より云ふ迄もない。

アメリカ船之儀、蒸汽船三艘、外軍艦三艘共、追々本牧乗越候に付、香山

榮左衛門御小人目付立會、通詞召連、引戻方殿敷申論候處、何分大切之船、波荒之儀にて、浦賀表え船繋致兼、異人共儀は、江戸表え罷出候決心之様子にて、彼是仕候ては、彌應接方手間取候故、兼て御下知之趣も御座候間、大學頭始一同申合、明廿九日浦賀表出立、神奈川表え出張、仕、伊豆守(戸田)儀は浦賀表え殘罷在候積談判仕、此段申上置候。猶此上應接之儀は、神奈川表より可ニ申上一候。以上。

正月廿八日

- 林 大 學 頭
- 井 戸 對 馬 守
- 戸 田 伊 豆 守
- 伊 澤 美 作 守
- 鶴 殿 民 部 少 輔
- 松 崎 滿 太 郎

應接所
神奈川に決

右に就き
米人の觀

此の如く彼理の頑強なる反對は、折角其の假屋さへも建設したるに拘らず、遂に浦賀を談判の場所とするを抛棄せしめ、改めて神奈川を以て、其の場所とするとした。此の事に就き、米國側の記事は、左の通りだ。

香山榮左衛門は、提督の決心の斷乎として動かし難さを知り、且つ江戸に近く薄らんとする企あるを認めれば、急に浦賀説を抛ち、碇泊地の對岸なる横濱村の隣接地を持ち出した。此に於て提督も之に同意し、談判の場所は、愈よ横濱と定つた。最近十日間、日本側では出來得る限りの故障もて、艦隊の浦賀からの深入を喰ひ止めんと試み、提督を浦賀に引き戻さんと、あらゆる手段を盡した。然るに日本人が一步も譲らぬと言明しつつ、今更其の立場を放棄したのは、何故であらう。此れは提督の意志の到底動かし難さを發見したるが爲めでもあらう。然も他の一は此の談判進行中、測量隊が江戸から四五哩の近海を測量したので、若し強ひて浦賀説を固執せんには、提督は直ちに其の艦隊を江戸に進むであらうと恐怖したるが爲めならむ。

此の如く彼理の威嚇手段は、著々其の功を奏しつゝある。

横濱會見所決定の次第

甲寅二月朔日（浦賀與力香山榮左衛門并通詞差添、亞米利加船へ船越、船將アーダムスと應接筆記の内）

榮左衛門
神奈川邊にて宜敷地も有レ之哉之旨被ニ申聞候由。左候はゞ、同所邊にて適宜之地を選々、應接所を取設、應接も可レ致、就ては右近傍横濱は如何ニ候哉。

アーダムス
御見込之土地一覽致し度候。

榮左衛門
然らば直に同船罷越候様可レ致候。

右に付、榮左衛門同船にてアーダムス横濱へ船越、其土地一巡見廻り候上。

榮左衛門
此場所にては如何に候哉。

アーダムス

至極宜しかるべく、使節へも可申聞候。

榮左衛門

此場所にて可然候はゞ、其旨長官へ申聞、其用意に早々取掛候様可致候。

アーダムス

何分至急成就候様御取計有レ之度候。

榮左衛門

承知致し候。兎も角も拙者限りに相決候儀には至り難く、何れ長官へ萬事速に相整候様取計可申候。

アーダムス

御尤の次第致し承知候。又其評議に數日を被レ送候様にては、使節も承引不致、江戸海へ乗入候時機にも至り可申、左様不三相成二早々埒明に御取計有レ之度候。

榮左衛門

承知致し候。其心得を以長官へも差急がせ可申候。

右之趣榮左衛門罷歸り申立候ニ付大至急江戸表へ相候候。

一、今日(二月朔日)四ツ時松平河内守、江川太郎左衛門神奈川表へ到着、御内密御差圖之趣申聞。

依レ之右掛り一同徹夜拂曉までも談判評決之上、則横濱を應接所と決す(續通信全覽和輯)

【一八】會見の準備

米人の談
見分指定地

尙ほ米國側の記事を續くる。彼理提督は、ブカナンとアダムス兩人を、香山榮左衛門に伴はしめて、談判指定地を見分せしめた。場所は江戸に近く、且つ海岸より一哩の近傍に安全にして便利なる投錨地があり、上陸にも、獻上品の陳列にも十分の廣場があり、總ての點に於て申分がないから、提督も早速之に同意し、左の意味の書翰を送つた。

彼理提督
狀

於て

合衆國旗艦ポーハタン一八五四年三月一日江戸灣横濱町先の碇泊所に

閣下、浦賀からの閣下の手紙は、甲比丹アダムスより確に渡された(此れは是非浦賀にて談判したとの林大學頭の名もて、漢文にて認めたる書翰を云ふ)斯くて予の到底浦賀に歸航する能はざるを確むるや、香山榮左衛門は、即今艦隊の碇泊する所と相ひ對する場所は如何かと指示した。

被理江戸
訪問延期

自國の榮譽と利益とに一致する限りは、飽く迄閣下の希望に副はんと欲し、而して其の指示せられたる場所が、惣ての點に於て便宜であるを知つたから、予は談判の終る迄、江戸訪問を延期する事に、直ちに同意した。尙ほ測量船にて試験したる所によれば、江戸に近接する地點までも艦隊は進む事が出来る。何れ予は追ては其處迄艦隊を進め、皇帝陛下(將軍)にも敬意を表すべく、宮城を限なく眺めつつ砲を放ち、而して又た宮廷の方々が、蒸汽船や、其の機關類を見物するにも便宜を供せん事を望んでゐる。さる場所には、予が其の方々を款待好遇す可きは勿論である。

東印度、支那、及び日本海の合衆國海軍總督、及び日本特派大使

林大學頭閣下

會見所
建設工

日本人は直に會見所の建築に取り掛つた。提督は短艇を派遣して、投錨地を檢分せしめ、二月廿七日には、全艦隊を横濱の前面一哩以内の所に一列に並べ、

香山米艦
訪問上陸
拒否

而して各艦の砲門を、海岸五哩に亘りて排置した。而してブカナンとアダムスとは、會見所の建築を視察す可く、且つ日本人に上陸地の波戸場の造方を教ふ可く上陸した。

三月二日には、香山榮左衛門は、ポーハタンに來訪し、亞米利加人が、今後上陸する様な事があると、兩國民の間に、何等かの間違が生ぜないとも限らぬからと、暗に二十七日アダムス、ブカナンの上陸を斥して、上陸を拒んだ。提督は彼等が先日上陸した譯合と、今後は一切上陸を嚴禁してゐることを知らせたから、香山は満足の態であつた。

米艦中の
日本人

此時アダムスは、艦内にゐる日本人三八と云ふ者の手紙を、其の知邊に渡して呉れる様、榮左衛門に託した。榮左衛門は、艦内に日本人が居るのを非常に驚いた様子であつた。此男は其仲間十五人と共に、漂流してゐたのを、米國商船に助られ、桑港まで連來られ、爾後米國船にて支那に渡り、それからサスケハナに移されたが、サスケハンナが日本に來らんとするに際し、他は日本に歸

らば殺されんとを虞れて、支那に留つたのを、三八のみは軍艦に残つて、水夫として働いてゐた。

右日本人
吏と日本官

三月七日には榮左衛門は、中島三郎助と相携へて來た。而して三八を其前に引立しめた。彼は日本官吏を見て、恐怖して縮み上つた。然もアダムスは、お前は合衆國艦隊乗組員の一人であれば、別に心配はないと云ふたが、やがて彼を艦から放ち去らしめた。

森山榮之
助の英語

應接使信
任狀附與

榮左衛門は通詞と共に、毎日來艦した。其内に森山榮之助と云ふ者がゐた。彼は日本に拘留せられたる米國船員から習ふたとて、聊かばかりの英語を解した。榮左衛門は提督の要求によりて、林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鶴殿民部少輔等四人の委員の名前に、皇帝(將軍)の印を捺したる信任狀を渡した。而して榮左衛門は、日本政府は、能く米人を知り、能く米人を信じてゐるから、久里濱に於ける如く、多數の兵員を繰り出さぬ様にと云ふた。而して相ひ變らず提督は、引籠りて會見しなかつた。三月四日には、非常の困難を冒してサラ

トガが到着した。而して三月六日には、會見所が悉皆出來上つたから、榮左衛門は、ポーハタンに來りて之を告げ、更らに應接委員が五人となつたことを告げ、而して豫て取り極めたる會見日の三月八日(二月十日)には用意如何と尋ねた。此方では悉皆準備が出來、提督一行は同日正午に出懸くる旨を答ると、榮左衛門は、當日案内者を一人軍艦まで差し遣す可しと云うた。(合衆國艦隊遠征記事)

【一九】 曖昧模稜の氣質

幕府無方
針無成算

有體に云へば、當時の幕府には、何等の腹もなく、何等の成算もなかつた。只だ何とか口實を設けて、延期をしたと云ふが、其の希望であつた。斯くて一日又た一日、一年又た一年と歲月を経る中には、何とかなるであらうと考へた。云はゞ返濟の目途としては、未だ精確に定まりてゐないが、當座凌ぎに、債權者

内剛外柔

に向て、申譯けすると一般であつた。外國に對しては、その通りであつたが、内國に對しては、中々立派な言を宣してゐた。所謂「外は蝸牛、内は辨慶」にて、いざとなれば直ちに夷狄を打攘ふ可き口氣を漏らしてゐた。此の如く外弱内強、外柔内剛の政策は、何時かは化の皮が剥げねばならぬ破目に陥らざるを得なかつた。而して其の極は、當局者彼自身内外からの板挟みとなり、遂に自ら斃れねばならぬ始末に立ち至つた。

普無成算

以上は必らずしも誰彼と一人や二人の政治家に限らなかつた。若干の除外例はあつたが、幕末の當局者は、概して此の如くであつた。而して幕府當局者に限らず、其の周邊の重なる人々も、概して其の腹なく、成算なきに於ては彼等と大差なかつた。

形勢洞察

若し此際一大政治家ありて、内外の形勢を洞察し、正々堂々と開國の國是を提唱し、彼より壓迫せられて開國するでなく、我自ら進んで開國し、而して後大

日本人の因循姑息

いに舉國一致もて、國勢を振起せんとする大經綸を行ひたらんには、假令多少の破瀾は免れなかつたにせよ、大勢は之に順應したであらう。されど斯くするには、身自ら手を火中に投じて、燒栗を拾ふ覺悟があらねばならぬ。憾らくは當時世界の形勢を洞察するの明者なく、之を提唱する勇者なく、而して之を實行するの智者なかつたとだ。

是遺傳的弊習

凡そ二百幾十年泰平の餘澤は、人心をして尤も因循姑息ならしめた。此の因循姑息は、徳川幕府が長養したる一種の國民的性格たらんとする趣があつた。而して因循姑息と與に、秘密一天張り、表裏反覆の弊習を生じ、人々互に其の心に思はぬことを口に語り、其の分りきつたることを、故らに糊塗するの習ひを來たし、遂に外國人をして、日本人は嘘つきだ、日本人の言は信ずることが出来ない、日本人程油斷のならぬ者はないと迄思はしむるに至つた。惟ふに如上の情態を見て、直ちに嘉永安政間に於ける幕末の諸政治家を咎むるは、聊か苛酷に失する。此れは彼等のみ特有の弱點でなく、又た彼等自から製

總勘定の時期來る

作したるものでもなかつた。要するに彼等は祖先から之を相續したるまでのものにして、云はゞ只だ是れ一種の遺傳症に罹りたるものだ。徳川幕府の制度は、日本國民の性格を陶冶して、多大の利益を興へた。されど概して直截簡明の、白日青天の、而して公明正大の氣質を失墜し去つた。斯くて嘉永安政の時代は、正に是れ其の總勘定の季節であつた。當時の政治家は、云はゞ祖先から相續したる債務を仕拂はねばならぬ廻り合せに際會したものに外ならない。

曖昧模稜人の産出

徳川幕府の制度は、二百幾十年の繼續によりて、白ともつかず、黒ともつかず、只だ曖昧模稜なる一種の鼠色の人間を産出するに至らしめた。固より其色の濃淡はある。されど概説すれば、鼠色だ。賛成反對を明白にせず、肯定と否定とを斷言せず。唯だ一時逃れの遁辭や、巧言令色の傍辭にのみ氣を腐らしてゐた。制度は元來人が製造するもの。されど因襲の久しき、制度却て人を製造するに至る。幕末史を讀むものは、單り幕府當局と云はず、如何に日本全國民が

此の制度の爲めに影響を、而して悪影響を被りつゝあるかを記憶せねばならぬ。

國事を害するもの

米兵隊に上陸

幕閣評議

模稜糊塗手段

安政元年甲寅正月最將ベルリ軍艦六隻を率て再び内海に入（後まして八隻となる）。十一日浦賀奉行之を江戸に告ぐ。軍艦或端船を放て淺深を測量し、或肆に上陸して村落に徘徊す。我皆之を制せず。十二日滯船。我に於ては訓練にも大砲を發するを禁ず。彼に在りてはしばし發砲彈所なし。砲聲府下に聞ゆ。城中婦女震懼、或は將軍をして他所に遷り、之を避けしめんと謀る者あるに至る。十四日老中諸有司を會して沿海守備の事宜を議し夜に至て散す。此日最艦本牧を陰益々府下に近づく。明日始めて府下に令して務めて物情を慎み、騷擾する事なからしめ、大小名に命じて沿海を守備すること去年に同じ。十六日最艦六隻共浦賀を過ぎて本牧に繫船す。前日（十五日）林大塚頭、町奉行井戸對馬守、日付鶴殿民部少輔、儒者松崎滿太郎等と共に應接の命を受けて浦賀に往き、去年十一月朔日命する所の意を以て之を愚諭せしむ。所謂開届の有無は不申聞云々といふ者なり。抑彼が萬里の波濤を凌ぎ戦備を修めて來り請ふ者は、唯其決定の答報を得るに在。しかるに聽否の有無の間に存して、模稜糊塗の手段を以て之に應じ以て此大事を了せんとす。之を命じたる老中も命を受たる儒者有司も共に奇怪なる人々といふべし。是畢竟小人儉安姑息の心より一時の僞辯巧言を以て彼

を關着しさらんと欲する者にして、其實は國事を玩侮する者といふべきのみ。其將に發せんとするに臨み、前納言林等を引き面接して謂て曰く、開届の有無を決せずして彼に應接する汝何の奇術ありやと。大學答ふることあたはず。蓋納言の意は正言謝絶するに在て老中と合はず、老中の意は和交に在りて之を言に難かる。且其之を公令するは大に物議を來さんことを恐るゝが故に、此曖昧不了の語を以て二者の間に支吾する所以なり。夫れ我に一定不變の見なくして、二者胸中に戦ひ持疑不決の心を以て彼強硬の敵を服せんとするは、明智者と雖よくなし得べき所に非ず。到底婉詞柔靡彼が怒を激せざらんことを謀るにいたる。後來可成丈取縮談判云々といふ者も亦此故智を襲ふ者なり。嗚呼可成的の三字は包括する所頗廣く、遂に大に國事を害する者、此三字の致す所にあらずんばあらず。(安政紀事)

【110】幕閣の本音

幕府の廟議は、云はゞ唯だ一日一日の繰り延べ方略にて、其上は何とかなるで

あらうと云ふに過ぎず。されば其日其日の風向きにて、乍硬乍軟、殆んど何等徹底したる大方針、大計略、大經綸なるものを認むるを得なかつた。

去る廿五日(正月)初度の應接の時、(按するに浦賀館浦に於てアダムスとの會見)彼より通信交易の事を、斷然として申立、否とはいはずまじき勢なれば、此事御許容なくては、再度の應接難適趣、林祭酒初より追々幕府へ申上に付、二月三日、幕府より早馬を以、林祭酒(林大學頭)、井對州(井戸對馬守)江戸表へ被參候様被仰遣、兩氏は四日の早曉に神奈川驛を立て、參府あり。幕府の廟算は、御許容の有無は、追而從是可仰遣との御趣意の御返翰にて、幾重にも穩便に相宥め、江戸へは入れ立せずして、歸帆せしむべしとの儀なれども、應接方にては、御許容の有無を、申聞せずしては、三四年を限りても、申延すべき工夫はなし。彼已に通信交易は故なく御許しあるべき事のやうに心得たる趣なれば、夫だに御許あらば、此儘にも歸帆すべく、又兼而御評定ありし御返翰の趣を、申聞なじ、直に江戸海へ乗込、閣老衆と對談に及ぶべく、

林井戸等の決心

幕議再變

其上にて御許しなくば、兵端にも至るべき勢なる故、應接方大に困窮の次第なる由風聞あり。(昨夢紀事)

以上はや、真相を得たるに庶幾きものであらう。尙ほ又た左の記事を参照せよ。江戸表にては、廟議の詳かなる事も聞えねば、直に水老公(水戸齊昭)へ御尋問あるに如くべからずとの思召にて、主税(鈴木)を水府の藤田誠之進(東湖)の許へ遣はされたるに、誠之進のいへるは、此比井(井戸)林二氏參府して、通信交易御許無之而者彼不致承服一事現然に付、御許容無之事に候は、應接之儀、兩人は御斷り申上度申出るにより、已に御許しあるべきに決せし故、老寡君病と稱して引籠られしかば、廟議又變じて強て出仕に相成、二條共御許容あるまじきに決し、其段及應接、自然彼より兵端を開き候は、御不備なりにも、兼而被仰出如く、手詰之接戰可有之との御評議に付、老公にも専ら御出馬の御用意有之由を、誠之進物語に及びたるよし、主税能歸て申上たりしに、公にもさぞあらんと頼母敷思召されて、御固場之儀、猶

右當否

幕閣評議大意

幕府下心

以油斷致間敷旨、被仰含て、主税は御固場へ罷歸れり。(同上)

此の藤田の談話は、何處迄が本音である乎。水戸齊昭の意見が、何處迄が信憑せらる可き乎。齊昭は當時幕府の至高顧問であつたが、其の立言は概して批評的にして、積極的に其の經綸を披瀝したるものは、寧ろ甚だ多くなかつた様だ。

四日、五日、六日(二月)御評議の大意、御廟策(原註、閣老始有司方)異人之江戸表へ參候事と、兵端に及候事は、何分にも禁物、又御國威をおとし候處も懸念にて、御評議御決著不致由。又御老公にも只今之處へ、兵端開き候而者、如何と被思召候哉。被仰出一事或は強く或は弱く相成候而、御調御一體に不相成御様子。又應接方にては、井戸初決心致候て御評議に加はり候故、問答餘程強く申立候様子、夫故か何分にも應接の事は、御任せに相成候様子。(同上)

此れは松平慶永の手より二月十日神奈川表へ遣し置きたる細作の密告である。乃ち幕府は外見は兎も角も、内實は相手の註文を、總てと云はざるも、過半は

警衛方心得

聽納する下心があつたことが察せらるゝ。されど内柔外剛は、當時の慣用手段にて、幕府は二月八日を以て、左の如く布達した。

二月八日伊勢守(正弘)殿御渡御日觸

大目付 御目付

亞墨利加船渡來に付、心得方之儀、去丑(嘉永六年)十一月、中重キ上意之趣被ニ仰出有之儀に付、諸向共聊油斷は有之間敷候處、此節數艘近海え碇泊致し候に付ては、此上應接之模様を寄、萬一彼より兵端を開キ候儀無之とは難申、其節一同奮發致候儀は、申迄も無之事に候得共、異船滯留中御備向之儀、外見而已に拘り、夜中も海岸へ提燈等數多付置候向も有レ之趣に相聞、左候ては却て彼之的に相成、且は疲弊も不レ少儀に付、固人數差出し候、面々番小屋等之要所は格別、其外は、要害之土地見計、山蔭木蔭

兵端開始の際の心得

等え屯致し置、可成丈外より不見様に相心得、行列を正し、晝夜時々海岸を見廻り可申、且又宿驛人馬繼方之儀も、可成丈勘辨致し、相減候様可致候。尤、銘々屋敷々々に手勢用意致し置候分も、右に准じ、外見之虚飾は一切相止、士卒之銳氣を養ひ候て、取鎮り居、大小之筒配り方之儀は勿論、劍鎗手詰之勝負等、實地之接戰專一に心掛候様精々厚ク可申付候。

但大艦を始、諸般之御備向相整候上は、猶改めて被ニ仰出候品も有之儀に候得共、方今差向候場合を以、右之通被ニ仰出候事に付、面々必死之覺悟を盡し、實用之工夫可致候。尤、彌彼より兵端を開キ候節に至り候はば、小船を以、神速之勝負に及候儀も可有之候。右之通萬石以上、以下、不洩様早々可被ニ相觸候。

二月 (幕末外交文書)

以上の布達は、大に士氣を獎勵したとあるが(昨夢紀事)惟ふに此れは水戸齊昭の

攘夷家
心迎合

意見に迎合し、若しくは一部攘夷家の驕心を繋ぐ爲めであつたとも云はれないこともない。幕府當局は、中心開港を欲しなかつたにせよ、其の爲めに、開戦などとは思ひも寄らぬことであつたらう。

第四章 第一回横濱會見

【三】 横濱に於ける會見 (一)

却説横濱に於ける彼理提督が、初度の會見の記事によれば、概略左の通りである。

米艦の
見準備

提督は旗艦ポーハタン、サスケハンナ、ミシシッピー三隻の蒸氣船と、マセドニアン、ヴァンダリア、サラトガ、サウザムプトン、レキシントン、サップライ等の帆船、都合合せて九隻を前面に排列し、三月八日(二月十日)の會見日を待受けた。而して其の當日の來るや、陸上にては、それ／＼準備の爲め、早朝から非常に氣負たち、職人共は、忙しく會見所の裝飾に取懸り、幕や旗などを立派に飾り立てた。

會見所模
様

會見所の入口の兩側には、一本づつの旗竿が建てられ、それに木綿の白地の眞

中に赤い條を引いた長方形の旗が垂れ下つてゐる。尖つた家根の上には、高い竿があつて、重々しく長い絹の切が房の如くつるしてあつた。會見所は悉く幕で取り圍み、外からは少しも見えず、宛も牢屋を其中に圍うてゐるかの如く思はれた。提督は士官を陸上に派し、其の譯を質さしめたが、日本人は一は亞米利加人に敬意を表する爲め、一は人民の闖入を防ぐ爲めと、つまらぬ申譯をした。提督は此れは斷じて無用だ、苟も此幕を取り去らねば、提督は上陸せぬと告げしめれば、直ちに其通りにした。

日本警備兵

會見所の附近には、旗持、樂隊、槍持などの隊伍が、何れも漆塗の陣笠、派手な陣羽織、深紅色の旗、立派な紋所、磨き立てたる槍など太陽に閃めき耀かしつゝ、規則正しく動いてゐた。今回は前度久里濱に於ける如き大部隊の軍勢でなく、若干兵士らしきものも見えたが、それは今日の大官等の從者から成立つ護衛隊であつた。

見物群集

近傍の町村からは、見物の群集が押しかけて、海岸の大廣場の兩側まで詰寄せた。たが、廣場の周圍には矢來が結うてあつたので、見物人は其中に入るを得なかつた。

日本委員の來者

やがて六艘の大なる傳馬船は、日本委員の駐在所たる神奈川から下つて來た。此れは奇麗に塗つた甲板附の船にて、華かなる旗や、種々の色合の幕などを飾り、三本の帆柱からは、長い旗が翻つてゐた。而して委員の大官等は海岸近く

米兵上山準備の仰

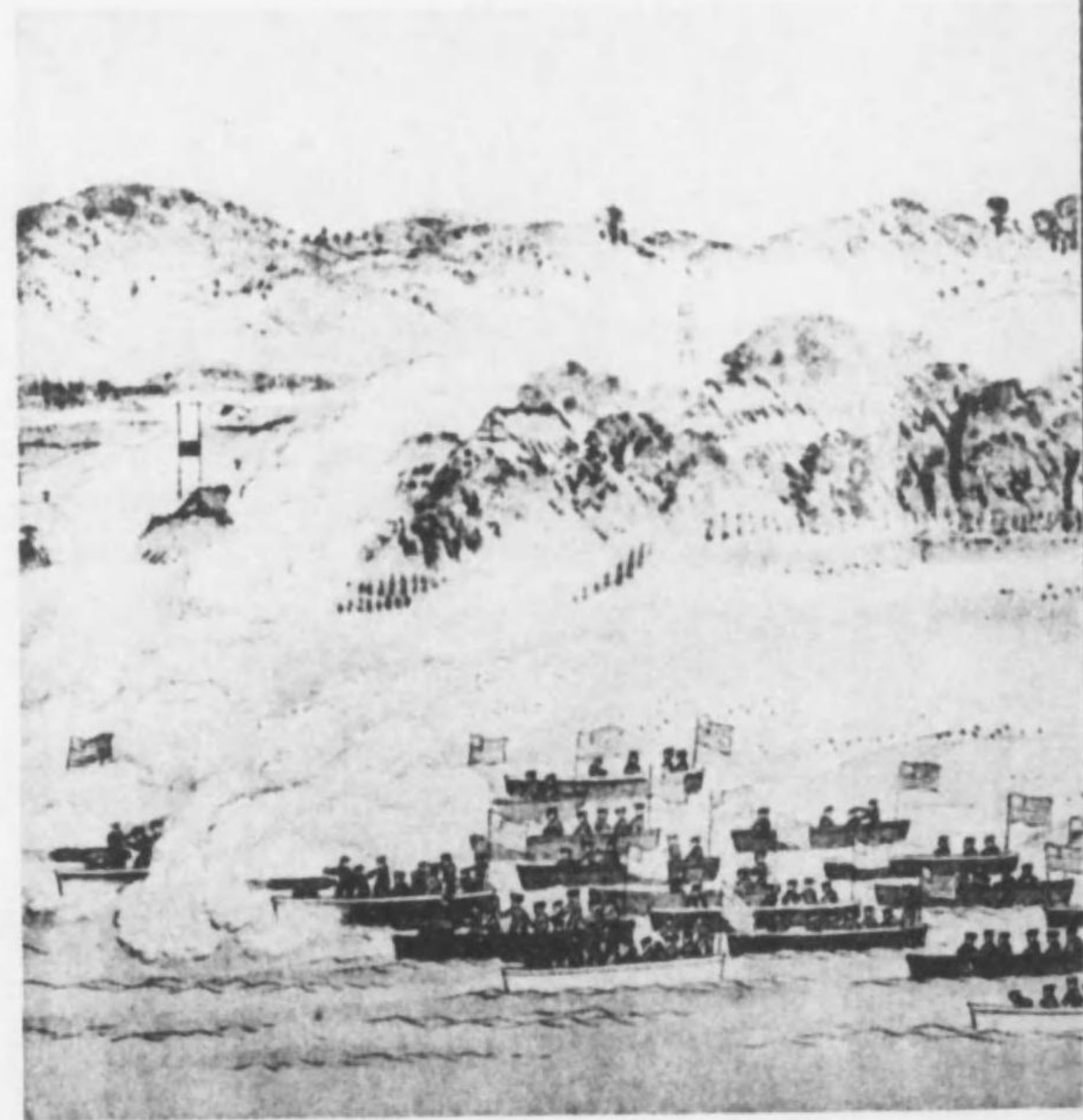
なると、何れも解に乗り移りて急しく上陸した。當日は好天氣にて、満目快觀を呈した。横濱の灣内には、無数の日本船が、其の船首に飾りの房を下げ、其の船尾に横線の入りたる四角の小旗を建て、群がつかつてゐた。提督は今度の上陸をも、成る可く仰山に、盛大になす可く、あらゆる趣向を盡した。こは日本人の如き儀式張りたる矯飾的 (Cereemonious and artificial) 人民には、此を以て其の肚肝を抜くの必須なるを熟知したからだ。されば苟も軍艦の執務に差支なきだけの人を残し、殆んど士官も水兵も總員出揃にて、何れも服装を改めて上陸する様に命じた。而して樂隊は三組とも悉

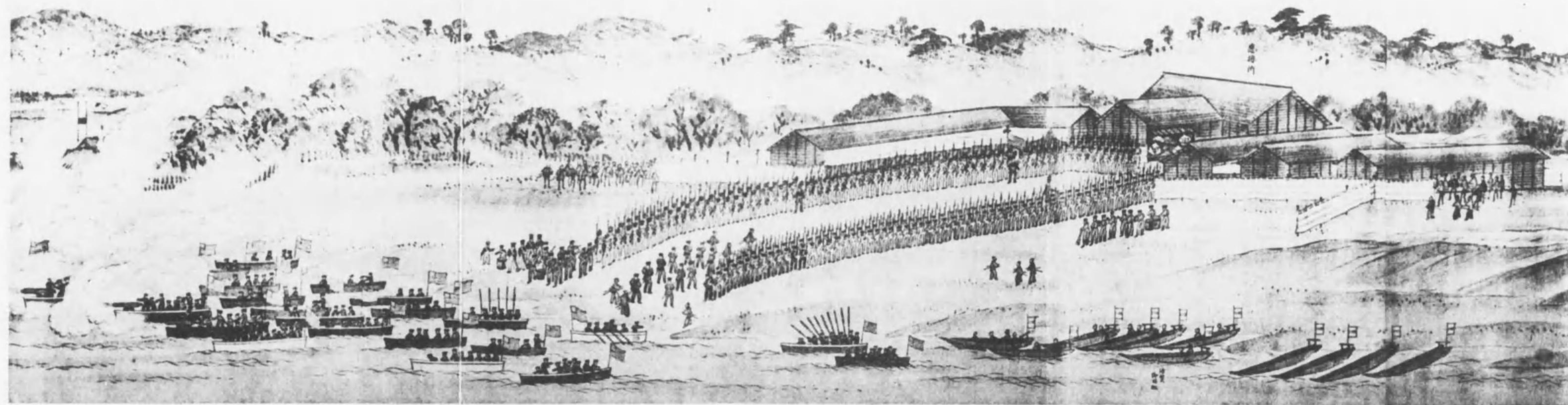
米兵上陸

く之に參加せしめた。士官は制服、フロックコート、帽子に肩章、それに劍と短銃とを携へる事。水兵は小銃、劍、短銃を携へ、青色のジャケットに同色のツボン、それに白色の上衣を着る事、次に音楽隊にも各自短銃を携へしめた。其他一行に加はる者は、悉く小銃、若しくは短銃を携へしめた。やがて午前十一時半となるや、十分に武装したる約五百人の士官、水兵、水夫から成り立つ一隊は、司令官ブカナの指揮の下に、二十七隻の短艇に分乗し、一列を作つて其勢勇ましく、岸を指して漕ぎ寄せた。一行が上陸すると、水兵は通路を廣く明けて、兩側に整列した。士官は波戸場の側に一團をなして屯した。提督がポーハタンから大艇に乗り込むを合圖に、マセドニアンから十七發の禮砲を發つた。

提督上陸

士官の一團は、提督の上陸を迎へ、直ちに其後から一列になりて隨從した。其時音楽隊は奏樂を始め、白と青との制服を着けたる水兵の銃劍は閃々と日光に輝き、實に勇ましさ光景を呈した。提督は數多の護衛と士官とを従へ、徐々と





圖之陸上濱橫督提理彼

其間を通つた。大旗小旗を持つた立派なる服装をしたる日本の警護兵は、會見所の入口の兩側に群り立ち、提督及び隨行員が其間を進んで行くと、入口から日本の役人が澤山出て來つて、會見所内に案内した。而して提督の入館を合圖に廿一發の禮砲は發せられ、更らに續いて林大學頭に對して、十七發の禮砲が發たれ、旗艦ポーハタンの橋頭には、高く横線の入りたる日本國旗が掲げられた。

【三三】横濱に於ける會見 (二)

無理の威

彼理提督が如何に威嚇政策を行うたるかの一例は、二月七日(三月五日)黒川嘉兵衛に向て語りたる言にて察せらるゝ。

乍レ序御談話に及候。此節相願候一件御承引不レ被レ下候へば、不レ得レ止、

直に戦争をも可致用意に候。若戦争に相成候へば、近海へ軍艦五十隻は留め有之、尙又カルホルニヤに五十隻用意致し置候間、早速申遣し候へば、二十日之程には、百隻之軍艦は相集り候都合に致し置候。(二月七日神奈川沖米船對話書)

不意撃的
多人數上

而して日本側よりは、日本人も既に米人を了解したれば、成る可く多人數の上陸は、用捨ありたしと豫め理り置きたるに拘らず。(参照 一八) 而して二月九日(三月七日)には、

嘉兵衛

惣人數何人程上陸相成候哉。

ペルリ

三十人程上陸可致候。乍憚申入置候。(二月九日神奈川沖米船對話書)

との問答に拘らず。實に總動員にて、五百人の多勢を上陸せしめたではない乎。

* * * * *

會見所し
つらひ

話前に返る。提督が案内せられた會見所は、久里濱のそれと殆んど同様大なる廣間で、壘の上に赤い布が敷いてあつた。窓には油障子をはめ、薄い柔い光線が室内にさしてゐた。漆塗の臺には、銅の火鉢に炭火が盛られて、室内の所々に据られてゐた。周圍の壁には幾多の畫幅が懸りて、樹木や動物の畫、殊に鶴の畫が最も多かつた。提督及び士官通譯の一行が、左側の上席に著き、日本人の役人共が右側に席を占むると、次の間から五人の委員が出で來つた。此に於て下役の面々は、何れも平身低頭して、上官の居る間は、此の姿勢を持ち續けた。

日本委員
の容姿

委員は何れも立派なる風采し、生真面目で禮儀正しく、特に其の派手なる服裝がそれを引き立てた。林大學頭は、先づ五十五歳位と見受けらるゝ。體格堂堂、應對は非常に鄭重に、仁愛深き眼差しをしてゐたが、眞面目と云ふよりも寧ろ氣六ヶ敷顔付の人であつた。重要な事は、總て此人に委ねてあつた様だから、委員長であつたことは疑を容れない。井戸對馬守は、恐らくは六十歳位

だらう。丈の高い肥胖の漢にて、年下の林よりは、餘程元氣の好い顔付をしてゐた。一番若いのは伊澤美作守だ、彼は四十を多く踰えず、三人の内、飛び放れたる好男子であつた。彼は實に快活男子で、冗談や、駄洒落が好きで、道樂者の折紙が附けられた。通詞の語る所によれば、彼は外國交通に關して、他の同僚よりも遙に自由の意見を持てゐたとのことだ。而して彼は音楽に興味を持つてゐたと見え、音楽隊が調子よく始めると、とてもちつとしてゐられない模様であつた。鶴殿民部少輔は丈高く、容貌は當り前であつたが、顔面が著しく突出して、蒙古人式であつた。

最後の松崎滿太郎なる男は、其の役目が判らない。當時日本側からは四人の委員と申し通じたる後に一人増加し來つた。其の増加せられたのが彼だ。彼は恐らくは他の委員を監視する公式探偵であらう。彼は末席に、他より離れて腰掛けてゐた。彼の側には書記が坐して、一切會見の經過を書取つてゐた。時として松崎の助言を受けて。彼は六十歳に近く、丈の高い瘦男にて、顔色は酷く黄

委員松崎
滿太郎の
役目

通譯森山
榮之助

味を帯び、不愉快なる顔付をしたる老人であつた。非常に近眼らしく、物を視んとする時には、元來好くない顔は、一層歪んだり、顰んだりした。而して此の會見の一番重立つた通譯は、森山榮之助であつた。彼はブルブル艦のグライン艦長來訪の際に、目ざましく働きたる一人だ。委員が著席すると榮之助は委員長林大學頭の足許に跪いて、恭しく其の指圖を待つた。

【三三】 横濱に於ける會見 (三)

會見當初
挨拶

林大學頭等は姑く無言の後、平身低頭の森山榮之助に一言すると、彼は其儘の姿勢にて、通譯の許まで來りて之を傳へた。それは要談でなく、尋常一様の挨拶だ。此の間五六分經過したが、そのうちに煙草、茶、菓子などが配られた。良久くして委員は他の間にて會談したしとのことにて、提督は異議なく艦長以

談判開始

返翰交附

下二名の通譯と秘書官とを随へて、他の小さな部屋に案内せられた。それは唯だ藍色の絹に葵の紋を縫箔したる幕にて隔て、あつた。委員達は、既に右側に席を占めてゐた。提督の一行は、其の左側に列席した。斯くて愈よ談判となつた。日本委員は緩々と話すが日本流儀であると理りつゝ、協議を進めたが、如何にも心配らしく、細心に、一言一句苟もしない様子が露はれた。而して林委員長は、長く巻きたる手紙を提督に渡した。此れは云ふ迄もなく、去年七月(六月)久里濱上陸の際渡したる大統領の親翰に對する返書だ。

今次其許貴國使節として、當地再渡の趣意は、昨年其國君主の書翰にて詳かなり。扱其君主申立の事に就き、悉く容るゝは、我國祖宗以來嚴禁の廉もあれば、今其挨拶に及び難し。方今舊法に凝固するは、時勢を知らざるに似たれども、茲に止を得ざるの事あり。去夏其許渡來の時、我先君主(將軍家)慶病ありしに、終に薨去せられ、新君主即位あれども、其大禮未整はざれば、他事を談ずるの暇なく、加之新君主初政には、侯伯を始め、諸官吏を

祖宗の法

食料薪水
供給の約

して舊法を守らしむるを主とすれば、今自ら祖宗の法を改め難きは、論せずして知るべし。是を貴國に告知せんが爲め、去秋和蘭船歸帆の時、加比丹に託せし事あり。但加比丹の報書茲に藏せり。然るに魯西亞使節長崎に渡來して、志願の事あれども、是前に云へる事情を以て遂に歸帆せり。然れば今何國より其志願あるとも、報答し難し。去れども石炭、薪水、食料、及其破船難民救助するは、止を得ざるの事にて、尙魯西亞使節の申立もあれば、貴國の冀望の如くせん。然れども何邦の港に設く可きや。其許の答を聞き、是を定むることなれば、凡五年の時日、猶豫あるべし。但其定るの場所成就までは、長崎の地に、來春正月より渡來あるべし。此石炭等の事に就ては、從來我國に其類例なければ、其許存意の程申立べし。是を熟考し、我國法に觸れざる廉々は、容るべし。食料は何品なるや。石炭は何程の員數に候や。其他船々闕乏の品物、我國産は渡すべし。但諸品員數、價代物等の事は、黒川嘉兵衛、森山榮之助等を以て談すべき儘、談判の上、再會に及び、雙方書

面をもて取替すべし。

嘉永七年(安政元年)二月

林 大 學 頭 書 判
井 戸 對 馬 守 書 判
伊 澤 美 作 守 書 判
鶴 殿 民 部 少 輔 書 判

此れは「二月十日、亞米利加使節え初度應接之節、口達之上、翌日相渡候書付」として、「幕末外交文書」に掲げたるもの、米國側の記事と、大意を同くするから、其儘茲に掲載することとする。

日本委員
調印

話は米國側の記事に返る。それによれば、石炭は長崎に於て、一八五五年一月十六日から、相渡す可しとある。而して此の書付には、單に森山榮之助の署名のみであつたから、提督は委員の調印を要すと一旦日本側に返還し、改めて調印せしめたる上、翌日之を受取り、早速條約の相談に取り掛けることとしたと

日本側大
調印

ある。此の日本委員から手交したる返書は、米國側から見れば、固より不充分であつたに相違ないが、其實は日本に於る一大讓歩であつた。云はゞ日本の鎖國制度は、此の返書其物のみにても、既に破れたと認めねばならぬ。而して船舶の需要に對して、日本の物産を供給すると云ふは、其實は貿易を許したるものにして、只だ大びら大仕掛けでない迄に過ぎない。然も之を擴充すれば、やがてその通りとなることは必然の勢だ。

【三四】 横濱に於ける會見 (四)

昭和三年一月一日、東京郊外大森の山王草堂において、新年第一の史筆を始む。恭しく吾皇の萬歳を祝し奉り、併せて本年も恙なく、我が修史豫定の

第四章 二四 横濱に於ける會見 (四)

進行を繼續せんとを祈る。

彼理申出

彼理提督は、委員等に向て、日米の修交條約は、支那と米國とのその如くするを最も然る可しと云ひ、且つ曰く予は條約締結の爲めに、吾が政府から派遣せられた。若し予にして成功せずんば、合衆國政府は、之を成功せしむ可く、更らに多數の艦隊を派遣するであらう。されば予は萬事友誼的に解決せんとを望む。左すれば予は現在の艦隊から二船を返して増發せしむるなからしむる様取計うであらうと。斯くて米清條約の寫しの、英文、漢文、和蘭文に認めたるものと、提督からの二通の書付、及び浦賀から應接委員長の與へたる書に答へたる一通とを手渡した。それは別に記するであらう。

彼理を餐

二日前ミシシッピー艦の水兵が死亡した。提督は埋葬地を買収して之を葬り、併せて今後の用に供せんとて、之を委員に諮つた。委員等は當惑した。彼等は別室に退いて相談した。同時に響應が始まつた。提督は日本の委員達に向つ

米人埋葬地に關する交渉

て、友誼の標象として、他日米艦に來りて、食饌を共にせんとを告げた。委員等は、外國の作法には未だ慣れざるも、欣んで承諾する旨を答へた。やがて第二、第三の委員も出で來りて、相共に酒杯を酌み交した。

幾もなく埋葬地に關する返答は書付として委員長——林大學頭から——渡された。それによれば、外人の墓所としては、長崎に別段の寺院があれば、先づ屍體を浦賀に送り置き、便宜の節、之を廻送するとの意味だ。提督は之を拒絶して曰く、死人に墓所を與ふるは、萬國の通義である。而してウエブスタ

彼理歸盤

斯くて提督は歸る支度をした。歸る際に天氣が暖かになり次第、軍艦に招待す

彼理差出書狀

る旨を告げれば、日本の役人等は、何れも悦んで之を受くる旨を答へ、鄭寧に禮をなして退いた。隨從の士官連は、談判の最中に、其の次なる大廣間に於て馳走を受けた。而して江戸から派遣せられたる日本の畫工が、無類にも彼等の肖像を描し取つたのを、事面白く見物してゐた。此の如くして此の會見は了つた。却説會見の際、彼理提督の手交したる三通の書類の一是、二月三日(三月一日)附のものにして、此れは林大學頭に當てたるもの、會見の場所、祝砲、及び蒸汽船觀覽等に付てのとにて、其の文句は既記の通りだ。(參照 一八) 第二は則ち左の通りである。

使節口上書和解

一 日本政府合衆國と懇切の儀に至り可申旨、承知仕。使節に於て大慶存候。右に付折合宜相成候得ば、兩國人民の有益と相成可申。就中日本に於ては、假令暫の間たりとも、申極相立、雙方其取極の規定を相守り候上は、爭論等の儀も有之間敷候。右様の儀は、都て外國人民の禮式にて、

兩國懇切の事

鮮肉野菜等の事

乘員上陸の事

測量の事

戰爭を相防候に肝要の事故に、世界統一の風儀と相成居申候。此趣意は、全く兩國安寧の専務にて、右様取極め無之ては西域諸民との和親覺束なく有之候。

一 食料は船中十分貯有之候へ共、鮮肉野菜等日々贈方相願候儀も可有之候。勿論右代料は、相拂可申候。薪水は入用に有之候間、何卒贈被下度希候。

一 士官並乗組之者、養生運動之爲、上陸致させ度候。是迄日本國法を敬し相守、拙者配下の者上陸は禁置候へ共、右上陸の儀許容有之候得ば、隣國の好を以て、信實の交を、御取計被下候儀と存候。

一 當時士官の者、測量仕居候。右書面の寫、政府に可呈候。然處未相届儀有之候間、場所くに印棹相建、隅々迄相極度存候間、士官の者右測量の爲、上陸いたし候節は、混雜の儀無之様御取計被下度相願候。

一 取極の儀に付ては、雙方書面を以て問答仕候はゞ、都合宜敷儀と有候。

右之通和解仕候。

寅二月

森山榮之助印
堀達之助印
名村五八郎印

右は當座の用事を兼ねて、修交の必要を説きたるものだ。

嘉永七年寅二月十日於ニ本牧横濱ニ亞墨利加人ニ
應接之次第見聞書

被理上陸

初應接九時頃異國本船より大砲六七發打。此方よりも五六打、相圖相濟、異船よりはバツタイラに十八艘乗出。内白舟三艘、右之内えべルリ乗組の由。其速なること陸地を走るよりも速なり。著岸上陸人數凡六百、内大將分四十人、應接場へ出る。上段應接べルリ並アダムス外に三人劍斗鐵炮の類なし。

會見所
裏庭

我國朝人五人、林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鶴殿民部少輔、松崎滿太郎御用談中、紫御紋付之幕を下、夷之見聞を不レ許。通辯双方より二人宛都合四人御用談濟べルリ外四人は御酒吸物、肴五種出る。相伴なし。大將分四十人えは銘々膳にて二種御酒被レ下、相伴なし。四人の給仕少き故、年若のもの相勤、林家家來武田修次郎杯も出候よし。夷人給様箸之持様を不レ知と見え、中には懷中より匙杯取出スクヒ給候ものあり。小刀杯取出し刺して給候もの有り。ヲカシキコト限りなきよし。味喰吸物を吸様を不レ知、中之賞計給候様子。口取、烏芋杯給懸、蒲鉾、不思議に思ひ候様子に而給不レ申由。小々宛給残り懐中致し、菓子アルヘイ、落雁、カステラ三品、カステラは旨き由にて給候よし。落雁紙に包候様子に付、用意致し置候美濃紙遺候所、誠に難レ有持し様子にて紙は戴懷中いたし、菓子も其儘懷え入候由。給仕のもの半紙四五枚づゝ遺候所難レ有持、三度づゝも戴、懷中致し候由。應接之席え犬を二疋連來。我國之犬よりも少し小さよし。是は何と聞たれば、日本の犬と同様の由答へる。都て茶水乞候にも至てシトヤカにて少しも殺伐の様子なし。繪師兩人召連來、林大學頭初面色衣服器物之程不レ殘寫候由、尤精妙なり。此方畫工壺人伊澤美作守連來、少々先方之面色寫候由。べルリ裝束は白羅紗え金銀を鏤たる服にて見事之由。應接場カムリ頭巾脱レ之挨拶有レ之候由。林大學頭服小袴縮緬之御紋有レ之、羽織其外も同斷、都而野外之應接故右之服之由。是迄の與力此節之意を阿蘭陀言葉にて云故、不分明之事多内長崎通辭森山榮之助來候よし至て分り宜敷趣。去夏國王之返事等に不レ至、初應接濟候計由。應接の様子、亞墨利加合衆國之國法を聞、我國祖宗之國法か述候て、追々御懸合可レ申位之事にてわかれ候由。べルリより献上物有レ之候由。(中略)

一、アハタムス極六ヶ敷相にて悪人物之由承候。

鶴殿民部少輔曰、日本にては大廣間十八國主とも可レ言人物之由。〔著者所藏古覺書寫本〕

【二五】 横濱會見の際に提出したる書付

第三書付

第三の書付は、三通の中、最も重要なるものだ。彼理提督は、英文、和蘭文、漢文三通りのものを交付した。その要領は、左の譯文に就て知る可し。

右本文

一 常節御心得之爲、此書翰に、唐國(支那)と我國(合衆國)との取極書草稿相添差出。今般我人民と和親取結候儀大節(切)に候を、貴國政府に奉ニ申告候。

一 先般申上候兩國有益、且貴國治穩繁昌之次第、再應相述不レ申候。

〔兩國締交するに於ては〕

漂民取扱の事

一 我國主(大統領)之志望は、私を使節として差遣、雙方有益と取極相立、向後爭論無レ之様、談判に及可レ申、左様無レ之、兩國之因、當時之振合にて、時日を経候得ば、爭論難レ量有レ之候。

一 日本海(日本近海の意味)往來之亞墨利加船數、日々相増、我國難民之貴國海濱に漂著之時、仇敵同前に取扱、たくひ有レ之候を、國主懸念致し、和親取結、貴國の政務外民之法制と全く異り候得ば、我國に於て難レ堪候間、向後改革有レ之候様希候。

的再渡來目

一 國主に於て、和親を表し、且殿下を尊敬し、私に船三艘を託し候。尤其船數追々相増可レ申、但し、殿下に先般之書翰を呈候のみに無レ之、國主の恭敬を貴國に盡し候爲に有レ之候。國主廉直之意旨を、御勘考之時日猶豫の爲、我船共昨年第七月退帆致し、既に七ヶ月を経て再渡致し、國主の志望を遂度存意に候。

一 國主之懇切は、我國中好作の蒸氣船三艘を、宮殿見覽之爲差遣し候。我

第四章 二五 横濱會見の際に提出したる書付

國にては數千之大小船有之候。又國主より殿下に國產緊要之品を獻貢致し度候。〔宮殿見禮とは、宮殿にゐる人達に見物せしむる爲めの意味〕

一 此良意を御承知にて、貴國政府思慮をかへず、和親之取扱無之候は、甚以奇怪之至に候。却て向後争端を相招候を、專望いたし候。〔餘儀なく戦争にも及ぶ可しとの意味〕

一 西域人民は、我國(合衆國)の如く、貴國安穩を思念致し候者無之義は、分明に可有之候。但(蓋)我國之一方は、貴國海邊之裏面にありて、其商船大東洋又日本海を通航するものに限無之。只(特に)鯨獵の爲、此邊通航の船々五百艘にたらず(を下らず)。其乗組之者、水並食料闕乏之患有之時、貴國港内に至り候を、寛容之應接有之候は、莫大之慈恩に候。

一 唐(清)國政府我國の取極相建、港内有益有之候。〔原文に曰く、支那政府は、合衆國政府と、通商條約を締結して、多大の利益を得つゝありと〕彼國我人民と茶商法當年之金高三百六十萬タイル(兩)に有之、絹糸並絹布之商法、凡三十萬タイルに

日本近海
航行米船
取扱の事

米清貿易
の好例

出稼支那
人の利得

有之候。但一タイルは、皇國銀十匁に相當候。

一 唐國帝之臣下之者、凡三萬人我國に來り、丁寧之應接有之、我國法を以、工商之業を、隨意に試み、寺院造營致し、其宗旨取行ひ、金錢を集め、彼國に回歸致し候者有之。其金高三萬タイルより一萬タイルに至る。〔原文には支那帝の臣民、凡そ三萬人、米國に來り、彼等は米國にて親切に待遇せられ、國法に於て、彼等が最も適當である職業に從事するを許されてゐる。而して彼等は何れも金錢を貯蓄し、或者は短期の滞在中、三萬兩乃至一萬兩の貯金を懐にして歸國する者があると記してゐる。〕

右之趣相述候は、古今差出候取極にて出來可致利益を告げ、兩國人民の和親、前に述候通之次第にて、止事を得ざる儀を相示し候爲に有之候。實に私自國に歸帆難仕、國主之趣意に對し充分に報告候迄、此場所逗留可ニ能在一候。恐惶。

東印度支那日本海海師提督日本え之使節

エム・セ・ペルリ

合衆國紀旗船ボウハタン 號 江戸港横濱村に於て、一千八百五十四年第三

月一日

右之通和解 仕候以上

森山榮之助印
堀達之助印
名村五八郎印

右書簡合
蓄の強意

以上の書付は、一通り平穩であるが、其の底には、決して此儘にては、退却し
ない決心を示してゐる。而して若し萬一幕府が此方の註文に應じなければ、其
の後の責任は、幕府が取らねばならぬ強意を、十分に含蓄してゐる。斯る書面
を差し付けられたる幕府は、果して如何にせんとする。

【二六】 彼理の手交したる日米條約草案 (一)

米清條約
文其儘の

前書

尙ほ彼理提督が、横濱會見の際米清條約文の殆んど其儘を、日米條約案として
交付したる文書がある。此れも煩を厭はず、今茲に掲載するととする。

二月十日、亞墨利加使節より差出 候 書翰 並 條約和解
ここに日本國、亞墨利加合衆國と、互に誠實を以て、永遠に友睦せんとする
所之條約、及び太平にして和好交易せんとする所の章程を、堅く議定して、
共に後來従ひ守らんとするが爲に、日本皇帝よりは、特に欽差大臣を差遣さ
れ、合衆國大統領よりは、特に欽差全權大臣を差遣し、此二人いづれも承
り行ふ處の便宜に従ひ、事を行ふべきとの上諭及び欽て全權 (原註全權とは其事
を盡く委せられて、其人の心に任せ、十分に取計ふ事なり。) を承り、行ふべきとの敕諭
によりて、一同に較閲照驗せしに、共に善當に屬せり。因て議定する所の夫
々の個條を以て、左方に並べ擧ぐる者なり。

一 此後に日本國と亞美理駕合衆國とは、其民人に至る迄、何方の地方に居るとも、相互に友愛し、眞誠に和好を結び、其々に萬々年の後迄も、太平無事ならんを心掛ケべき事。

一 亞美理駕合衆國より日本國に來り交易する民人共より、相納る出荷物入荷物の運上は、兼て定る所之規定書を見合せ、他の國々より多分に取立べからず。其外何に不寄、仕くせにて出方多きは渾て停止すべし。若し海關の胥役など貪り求る事あらんには、日本國之法令通り、罪に行はるべし。此後日本國にて、若運上の取立方等を改めんとせらるゝ有らば、合衆國よりの領事官等と相談を調ふべし。且何事によらず、他の國々迄も利益する事出來せば、合衆國の民人にも他の國々と同じく、其利益を得せしめて、偏頗の取計ひなき事を明白にすべき事。

一 此後合衆國の民人に於ては、何れも其妻子供を召連れ□□□(此れは開港所が未定なれば、憲と記載なきものと覺ゆ)何に赴きて居住し、交易を成すとを免許せら

るべし。港口にある船々は、荷物を積載せて、互に相往來する事、勝手に任さるべし。但し港口の外にては、一艘たりとも、別の港に乗り入て、心のままに遊奕する事を許さず。又海邊の奸民等と私に交易する事を許さず。若是等之法度を犯すときは、兼て定る所の規定書を見合せ、荷物ともに日本國に取上げ、役所に收むべき事。

一 合衆國之民人共、港に入て交易する事を免許せらるゝ上は、此方よりは、其場所々々に、領事以下の役人を差置き、都て我國の民人の事を取扱ふべし。其所の日本國役人も心置なく相交り、雙方に掛り合たる事ある時は、或は書面にて往復し、或は對面して相談を遂げ、必ず雙方とも偏頗なき様に取計ふべし。若又其所の日本役人中、我領事以下之役人を輕しむる趣ある時は、其領事以下より、其始末を悉く日本國大憲に申立、ひいさの沙汰なく、吟味を遂ぐべし。尤此領事以下之役人も、心の儘の振舞のみを成し、何事に付ても、日本の役人民人等に抵牾するを許さざる事。

船運上の事

一 總て合衆國之船々港に入り、交易する者は、領事等の役人より、其船牌を改メ、海關に言通し、其船積荷物の噸數（原註彼國斤名なり）を改め調て、船運上を差出すべし。凡そ積荷物の高百五十噸以上よりは、一噸に付運上何程を差出し、百五十噸より以下は、一噸に付、運上何程を差出すべき事。若船々港に入り、其港之海關に、運上銀を皆納せし後に、残り荷物あるに付、再び外の港に赴きて賣捌かんとする時は、領事等之役人より海關に申通し、其船の港を出る時に及びて、船運上皆納せし譯を、委敷紅牌に認メ入れ、且其別港之海關に書面遣し候て吟味せしめ、其船別港に入る時は、唯荷物之運上而己を差出して、船運上に及ばず、二重の取立無き様に成すべき事。

一 凡合衆國の民人共の交易船港に入る時は、其船より引水者（水先案内）を雇ひ、關隘の場所に赴て申届る時に召連れ行き、運上皆納の後に、引水をして召連、退く事を許さるべし。其船にて跟隨、買辦等を雇入れ、又通事書手等を招き、或は其所の船にて、荷物を運送し、客商を載せ、又は工匠厥

水先案内
臨時人夫
雇入の事

役水手等を増し雇ふ事共は、何れも入用の事にて、規定にも禁せられざる事なれば、悉く其勝手に任さるべし。賃銀等何程遣すべきとの事は、其商民共の手にて相定め、又は領事等の役人に申立て、宜き程に取計ふべし。所の日本人役人より取計に及ばざる事。以下尙は接續す。

〔三七〕 彼理の手交したる日米條約草案(二)

交易船取
締の事

一 合衆國交易の船々港に入り、引水（水先案内）の召連れ出たる後に、早速海關より事よく計ふ可き小役を遣して、其交易船の取締とす可し。其小役は或は此船に乗り、又は別に船を雇ひて附添行事、其勝手に任さるべし。入用の食料は、海關より日數を積りて、銀を給り、聊にても交易船より貪り取

荷揚牌照

事を許さず。若し是を背く者は、其食る所の員數によりて、谷に行はるべき事。

一 合衆國の交易船港に入たる時、船主にても荷主にても又は名代の者にて、二日之内に、船牌貨單(船切手、荷物日録)等を以て、我國領事役より、其船名人名及積載する所の噸數貨色を委細に書きあらはし海關に申通する後に、牌照を受取、船を開き、荷物を揚る事を許す。若切手を受取らざる内に、恣に荷を揚る者あれば、科料として、其所の通用銀三百兩を取揚ゲ、其上恣に揚し所の荷物をば、悉く日本に取あげ、役所に收むべし。又交易船港に入り、纔其船十分一の荷物を揚る時は、其十分一の荷物高に應じて、運上を差出すべし。残りの荷物は、いづれも別港に積あせて交易する事を許さるべし。若港に入り、未だ船を開ざるの前に他所に行んとする者は、二日を限りて、其港を出しめ、長く滞留せしめず。運上並船運上をも取立ず、別港にて賣捌きたる後に差出さすべし。若二日の日限を越さば、船運上を差出

荷揚荷積時日届出

量衡備置の事

さすべし。尤海關より其趣を紅牌に書入て、別港の役人に申べし。二重の取立無き様に致すべき事。

一 合衆國交易船の荷物港に入る時出るときとも、荷物を揚げ、荷を積むべき日限を、領事役人え申出、領事役人より又海關に申通じ、日限に及び役人小役等を差遣し、其船の船主荷主名代の者等と、明白に荷物を改めて、規定の通り、運上を取立る都合と成すべし。若其荷物の中に、直段に従ひて、運上を定むるの品あり、或は直組の高下相違に及び、除皮の多少不同などありて、相談一決に及び難き物あれば、其者をして即日領事役人え申立、夫より海關に申通じて相議し、宜敷程に定むる様に成さしむべし。若領事役人え申立遅する時は、其申立を取上ゲざる事。

一 日本國夫々の港口に、秤碼(何も秤な)丈尺(いづれも物)升斗(いづれも升)一通りづ、を差置かれ、夫々の荷物を量り改めて、一同ならしめ、平均に運上を取立て、不同之事無之様に成すべし。此量り改メの道具は、政府より海

船運上荷の運上納め

關に相廻はされ、其處に差置て、證據と成すべき事。

一 合衆國の交易の船港に入たる後、牌を受取、荷物を揚る時に臨みて、早速に船運上を濟すべし。入荷物之運上は、荷揚の節に不殘收め、出荷物之運上は、荷積の節に殘らず收め、濟たる後に海關より紅單を差遣し、領事役人改之、最初に指出せし船牌を渡し、其船の港を出て歸國する事を許さるべし。其時皆納の運上銀は、日本にて公邊より立置る、銀號（原註銀座或は兩替所の類）より代納す。其所の金銀錢を用ゆる事も、外國の銀を用ゆる事もあるべし。其運上は兩國にて規定せし所の員數を用ゆべし。又合衆國の船、時に觸て、風に遇、港に入りて食料を買求め、船の修復を成などの類は、船運上を納るに及ばず、同國の軍船港に往來する者も、同じく船運上を納むるに及ばざる事。

上は荷の取の事

一 合衆國の交易船港に掛り居る内、互に其船々の上は荷物をはね取る事を許さず。無據して別船に上は荷をはね取るべき子細ある時は、其商より領

兩國民交の自由の事

事役人え申立て、海關に申通じ、掛りの役人の吟味まざらばしき事無き後に是を許さるべし。若申立吟味を受ずして、たやすく上は荷をはね取る者は、其はねし所の荷物を残りなく、日本え取立役所に納むべし。

一 此後合衆國國民人と日本國國民とは、互に勝手に從ひて交易し、日本國政府より限制を立られず、人々交易の筋に、他より私欲横領等の妨げ無き様に成すべき事。

本居住の事

一 合衆國の民人、港に居りて交易する者、長々住居するも、總の内、住居するも、皆其代銀を出して、民家をかり受け、或は地面を借りて、自分に家作をなし、醫館、禮拜堂及び殯葬之所等を取立る事を許さるべし。若其墓所等を日本人に掘り穿たる、等の事あらば、其所の日本役人召執へ、規定の通り、罪に行ふべき事。

米人日本語學習の事

一 合衆國の役人民人等、日本國にて、其所々の學者民人等を招きて、其土地の言葉を習ひ、書き物等を手傳はしむる事を許さるべし。何等の身分の人

無法惡人
制御の事

を招くとも、構ひ無るべし。其所の役人民人等に於て、いづれも其事を碍さへ妨ぐる類の事有間敷、且日本國の種々の書籍を買調ふる事をも許さるべき事。

一 此後合衆國の民人、日本國に於て、身に應せる交易をなし、日本の民人と共に相友愛せば、其所の役人も、時々心に用て、無難なる様に取扱はるべし。且惡者共を緊しく制して、其民人を欺き妨ぐる事をなさしめず。若御國內無法之惡者、及海賊共狼藉放火に及び、我國の樓屋をやき、財物を拵め取る事あれば、水陸に拘らず、領事役人より早速其所の役人に申通じ、組の者を指遣し、取治メ召執り、且狼藉放火の惡者をば、規定に従ひ嚴重の沙汰に及るべき事。

二重運上
禁止の事

日米人所
關の事

【二八】 彼理の手交したる日米條約草案 (三)

一 合衆國の民人、荷物を積み、運上を皆納したる後に、若荷揚せし品を、又候別港に積行き賣捌かんと欲する者は、領事役人に申立て、荷物高運上高を改めて扣への帳面と符合し、且役人を遣して吟味を遂、實に最初よりの荷物にして、皆々引替抽き指し等の混雜無れば、何々の荷物何程、納濟の運上銀何程と言へる斷りを、牌照に認め入、其商人に渡し、又書面を別港の海關に遣して、吟味せしめ、其船港に入たる後に、吟味明白なれば、船を開き、賣捌く事を許容し、二重に運上を納る事を禁ずべし。若他の物を己が物と申上て、或は隠し、荷物等不正之事あり、海關より改め出に於ては、料料を取上げ役所に納むべき事。

一 此後日本國の民人と、合衆國の民人と、喧嘩口論に引合の事ある時、日本の民人をば、其所の日本役人より召捕へて吟味し、日本の國法通りに是を